

参考資料

荒川区男女共同参画社会推進計画策定委員会設置要綱

令和2年8月20日制定

(2 荒総総第 1343 号)

(副 区 長 決 定)

(設置)

第1条 荒川区男女共同参画社会推進計画を策定するに当たり、多様な分野から専門的な助言を得るため、荒川区男女共同参画社会推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 荒川区男女共同参画社会推進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画策定に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者等
- (3) 別表に掲げる区職員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、前条第1号に掲げる学識経験者である者とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、総務企画部を担任する副区長の職にある者とする。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、設置された日から第2条に規定する報告の日までとする。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(会議)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、公開することにより著しい支障を及ぼす恐れがある等、相当な理由があると委員長が認めるときは、これを非公開とすることができる。

- 2 委員長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保するため、傍聴者に必要な制限を課すことができる。
- 3 委員長は、やむを得ない事由により前条の規定による招集をすることが適当でないとき、委員に対して書面による協議をすることにより会議を開くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務企画部総務企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年8月20日から施行し、設置期間の終了日をもってその効力を失う。

別表（第3条関係）

総務企画部を担任する副区長
総務企画部長
総務担当部長

荒川区男女共同参画社会推進計画策定委員名簿

(敬称略)

委員長	権丈 英子 (亜細亜大学副学長・経済学部教授)
委員 (14 名)	池田 伸次 (連合荒川地区評議会 事務局長)
	太田 文子 (荒川区女性団体の会 副会長)
	小林 美樹子 (東京商工会議所荒川支部 事務局長)
	西谷 正広 (三菱電機ビルテクノサービス株式会社 役員理事 首都圏第一支社 総務部長)
	渡邊 奈保美 (マザーズハローワーク日暮里 室長)
	高田 忠則 (荒川区体育協会 会長)
	新田 知子 (人権擁護委員)
	原 彩子 (東京青年会議所荒川区委員会 委員 行政書士原彩子事務所 代表)
	松熊 貴代 (主任児童委員、35 (産後) サポネット事業会員)
	南部 浩一 (中学校PTA連合会会長)
	福田 めぐみ (荒川区社会福祉協議会地域ネットワーク課長)
	北川 嘉昭 (荒川区副区長)
	五味 智子 (荒川区総務企画部長)
	小林 直彦 (荒川区総務担当部長)
事務局	男女平等推進センター所長
	男女平等推進センター職員
	総務企画課人権推進係長

荒川区男女共同参画社会推進委員会設置要綱

平成 13 年 7 月 17 日制定

(1 3 地文推発第 1 9 号)

(助 役 決 定)

平成 1 8 年 3 月 3 0 日一部改正

平成 2 6 年 4 月 1 日一部改正

平成 2 7 年 6 月 2 日一部改正

平成 2 8 年 4 月 1 日一部改正

令和 2 年 8 月 2 0 日一部改正

(設置)

第 1 条 荒川区男女共同参画社会推進計画を実効性あるものとするために、荒川区における男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的に調整し、かつ、計画的に推進することを目的として、荒川区男女共同参画社会推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 男女共同参画社会推進計画に係る施策の推進及び調整に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の形成に関する事項で委員会が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、別表第 1 に掲げる者をもって組織する。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、副区長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

(幹事会)

第 6 条 第 2 条に掲げる所掌事項を調査し、及び検討するため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第 2 に掲げる者をもって組織する。

3 幹事会に幹事長を置き、総務企画課長の職にある者をもって充てる。

4 幹事長は幹事会を招集し、幹事会の議事を整理する。

5 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(関係職員の出席)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、別表第 1 に掲げる職員以外の者を委員会へ出席させることができる。

- 2 幹事長は、必要があると認めるときは、別表第 2 に掲げる職員以外の者を委員会へ出席させることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、総務企画部総務企画課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営についての必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 13 年 7 月 20 日から施行する。

2 荒川区男女共同参画社会推進計画策定委員会設置要綱(平成 12 年 1 月 31 日付け荒地文推発第 57 号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

別表第 2 (第 6 条関係)

別表第 1 (第 3 条関係)	別表第 2 (第 6 条関係)
荒川区男女共同参画社会推進委員会 副区長 総務企画部長 区政広報部長 管理部長 区民生活部長 地域文化スポーツ部長 産業経済部長 環境清掃部長 福祉部長 健康部長 子ども家庭部 防災都市づくり部 教育委員会事務局教育部長	荒川区男女共同参画社会推進委員会幹事会 総務企画部総務企画課長 区政広報部秘書課長 管理部経理課長 区民生活部区民課長 地域文化スポーツ部文化交流推進課長 産業経済部産業振興課長 環境清掃部環境課長 福祉部福祉推進課長 健康部生活衛生課長 子ども家庭部子育て支援課長 防災都市づくり部都市計画課長 教育委員会事務局教育総務課長

荒川区男女共同参画社会推進計画策定に向けた審議経過

開催月日	内 容
令和2年9月3日	○荒川区男女共同参画社会推進会議（第1回） 1 計画策定の進め方について 2 これまでの取組状況について 3 基本目標ごとの現状値と目標数値について 4 計画の体系（案）について 5 今後の予定について
令和2年10月12日	◎荒川区男女共同参画社会推進計画策定委員会（第1回） 1 委員長及び委員の紹介について 2 荒川区男女共同参画社会推進計画（第5次）の策定について 3 現行計画（第4次）の実施状況と今後の方向性について
令和2年10月30日	○荒川区男女共同参画社会推進会議（第2回） 1 計画の素案について 2 パブリック・コメントの実施について 3 今後の予定について
令和2年11月6日	◎荒川区男女共同参画社会推進計画策定委員会（第2回） 1 計画案概要について 2 計画案の詳細について 3 パブリック・コメントの実施について
令和2年11月16日	□荒川区議会総務企画委員会 1 パブリック・コメントの実施について
令和3年1月6日	○荒川区男女共同参画社会推進会議（第3回） 1 パブリック・コメントの実施結果について （提出された意見の概要とそれに対する区の考え方について） 2 荒川区男女共同参画社会推進計画（案）について
令和3年1月15日	◎荒川区男女共同参画社会推進計画策定委員会（第3回） 1 第2回策定委員会における主な意見について 2 パブリック・コメントの実施結果について （提出された意見の概要とそれに対する区の考え方について） 3 荒川区男女共同参画社会推進計画（案）について 4 今後の予定について
令和3年5月12日	□荒川区議会総務企画委員会 1 荒川区男女共同参画社会推進計画（案）の策定について

荒川区男女共同参画社会推進計画 パブリック・コメントの実施結果

1 意見募集期間

令和2年11月19日（木）～12月9日（水）

2 閲覧場所等

アクト21・総務企画課・情報提供コーナー・区ホームページ

3 意見提出数

22名・55件

4 意見の内訳

①計画全般についての意見			18件
②計画の具体的な内容に関する意見			36件
	基本目標1	人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める	15件
	基本目標2	あらゆる分野において男女共同参画を推進する	11件
	基本目標3	全ての人のワーク・ライフ・バランスを推進する	4件
	基本目標4	計画推進のための体制を整備する	6件
③その他			1件
合 計			55件

5 意見に対する区の考え方

◎	計画に新たに反映する	10件
○	既に盛り込んでいる	18件
☆	意見・要望としてお聞きする	27件
合 計		55件

6 意見の概要と意見に対する区の考え方

<<計画全般について>>

No	意見の概要	意見に対する区の考え方
1	【計画の趣旨】 街中でお父さんがごく自然に子どもを抱えている姿をよく見かけるようになった。若い世代で男女平等意識が広がっていると感じる。	若い世代への男女平等意識の広がりについて御評価いただきありがとうございます。 区ではこれまで、地域、家庭、学校、職場等における男女共同参画の取組を推進してまいりました。今後とも、時代の枠組みや置かれている環境が意識形成に大きな影響があることを踏まえ、幼少期からの理解促進を含め、引き続き男女平等意識の醸成に努めてまいります。 ☆
2	【計画の趣旨】 行政を核として、地域社会、家庭、学校、職場、個々人が自覚をもってこの計画の遂行を進めなければと感じている。	男女共同参画社会の実現に当たっては、地域、家庭、学校、職場等、様々な主体が連携して取り組んでいくことが何より重要であると認識しております。 今後とも、区政の各分野において、様々な主体と連携を図りながら本計画を推進してまいります。 ○
3	【計画の趣旨】 内容はとても素晴らしいと思う。この計画が実現することを望む。	計画案に対して御評価いただきありがとうございます。 本計画の基本理念に掲げる「誰もが自分らしく生きることができる社会」は、区が目指している区民一人ひとりが幸福を実感できる「幸福実感都市」そのものであると認識しております。その実現を図るためには、地域、家庭、学校、職場等で取組を推進していくことが何より重要であり、様々な主体と連携を図りながら、本計画で定める各種取組を着実に実行できるよう取り組んでまいります。 ☆
4	【計画の趣旨】 平成26年の社会全体の平等と認識している割合が24.4%から令和元年度では18%に低下したことは非常に残念。今後もますます男女共同参画社会推進活動を進めていくことが重要である。	学校教育、余暇活動をはじめ、各分野における平等意識は、前回調査と比較しておおむね向上しているにもかかわらず、社会全体の平等意識が低下したことについては、区といたしましても課題と認識しております。 原因として社会的な事象の影響等が考えられますが、第2章の基本的な考え方に示しているとおり、地域、家庭、学校、職場等、社会全体で機運を高めながら本計画に定める各種取組を着実に推進してまいります。 ○
5	【計画の趣旨】 人間の意識・固定観念を良い方向に導くのは根気の要る行動だが、これは一つ一つの積み重ねが大切であり、小さな実績の積み重ねしかない考える。	男女平等意識を醸成していくためには、区民一人ひとりに丁寧な働きかけを行っていくことが重要と考えております。地域、家庭、学校、職場等において、本計画に定める各種取組を着実に推進してまいります。 ○

6	【計画策定の背景】 選択的夫婦別姓制度について、結婚による改姓（主に女性）で、様々な不利益を生じることは周知の事実である。 地方自治体からも声を上げ、後押しすることを望む。	選択的夫婦別氏（別姓）制度については、国において検討・議論がなされているところであり、区といたしましては、引き続き国の動向を注視してまいります。	☆
7	【計画策定の背景】 日本のジェンダーギャップ指数が2020年0.652で153か国中121位と低迷していることを現状認識として記載すべきである。	第1章の計画策定の背景（1）国際社会の項目の中に最新の2021年の情報を参考に追記するとともに、その他の参考指標についても掲載することとします。 【計画案の修正】P.3 ジェンダーギャップ指数に関するコラム記事を記載	◎
8	【計画策定の背景】 令和2年6月11日に国で決定された性犯罪・性暴力の対策強化方針について、内容紹介も含め、記載すべきである。性暴力に関する世論の高まりもあり、刑法法規の分野のみの記載にとどめるべきではない。 また、男女共同参画局の令和2年度予算にDV被害者支援及び加害者更生プログラム、女性に対する暴力や性犯罪被害者支援の予算が計上されたことに注目し、区としての取組強化を発信すべきである。	区では、性暴力・性犯罪に対する取組の一環として、配偶者等暴力（DV）の相談窓口や普及啓発を実施してきたところであり、本計画においても、基本目標1の中で「あらゆる暴力の防止に向けた取組の推進」を図ることとしております。 DV防止については、これまでも区では、DV被害者支援者養成講座を実施し、地域でDV被害者を支援することができる人材の養成に努めてまいりました。更に、若年者層への啓発として、区内の高等学校、専門学校、大学等にデートDV予防啓発の出前講座を実施しております。引き続き関係機関と連携して取り組んでまいります。 なお、国の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」は、平成29年の刑法改正を踏まえ、令和2年度から令和4年度までの3年間を集中強化期間として取り組む方向性を示したものであることから、その旨を第1章の計画策定の背景（2）国の動きの項目の中に追記いたします。 【計画案の修正】P.6 「性犯罪・性暴力対策の強化方針」に基づき、令和2年度から令和4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の集中強化期間として、実効性ある取組を推進しています。	◎
9	【計画の基本理念】 基本理念に、「全ての人が自分らしく生きることができる社会を実現するためには、私たち誰もが、性別、年齢、国籍、立場等にかかわらず、多様な生き方を理解することが必要です」とあるが、後半部分を「生物学的な性別、年齢、国籍、性自認、性的指向、立場等にかかわらず」とLGBTsにも配慮した文言に変更してはどうか。	計画案にもLGBTへの配慮の観点が含まれているところですが、単に「性別」のみの記載では従来の男女の概念で認識される可能性があることから、次のように修正いたします。 【計画の修正案】P.17 全ての人が自分らしく生きることができる社会を実現するためには、私たちの誰もが、男女、年齢、国籍、性的指向・性自	◎

	第2章1(1)①で、区民が関心のある人権課題として「性自認」「性的指向」が含まれていることも踏まえ、基本理念において「多様な生き方」の一例としてLGBTも対象に含まれることを伝えることが必要と考える。	認、立場等にかかわらず、幅広く多様な属性の人々の生き方を理解することが必要です。	
10	【計画の基本理念】 基本理念にある「誰もが自分らしく生きることができる社会の実現」に賛同する。 説明文に、「性別、年齢、国籍、立場等にかかわらず、多様な生き方を理解する」とあるが、ここの例示の中に、性的指向と性自認を加えることを求める。	計画案にもLGBTへの配慮の観点が含まれているところですが、単に「性別」のみの記載では従来の男女の概念で認識される可能性があることから、次のように修正いたします。 【計画の修正案】P.17 全ての人が自分らしく生きることができる社会を実現するためには、私たちの誰もが、男女、年齢、国籍、性自認・性的指向、立場等にかかわらず、幅広く多様な属性の人々の生き方を理解することが必要です。	◎
11	【新型コロナウイルス感染症対策等】 まだまだ、差別や偏見が多くある。 新型コロナ禍で、女性や弱者の生活は厳しくなっている。区としても、対策を尽くしてきていると思うが、もっと、地方自治での仕事ができないか。	区では、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、ひとり親やDVを理由に避難されている方への支援など様々な対策を実施するとともに、各相談窓口において丁寧に対応してまいりました。今後も適宜、必要な対策を実施してまいります。	☆
12	【計画の指標】 ジェンダー平等、人権の問題など、多くの課題があるが、目標値が低くないか。	各指標については、人権意識のように目標とすべき数値が明らかなもの（憲法で基本的人権の尊重が定められており、100%を目指すことが明らかであると認識しているもの）を除き、5年間という計画期間と、これまでの推移や国の指標等を踏まえた数値設定としております。まずは本計画で掲げた指標の達成に向けて、着実に取組を進めてまいります。	☆
13	【計画策定の背景】 区民の皆さんに啓発して変わってもらうのも大切だが、差別や偏見は、雇用、賃金、労働時間、男女別姓、・・・消費税・・・他もろもろ、国の政策によるところが大きい。 国の政策だから関係ないなどと考えず、政府にもっと意見を出すことを望む。	男女共同参画の推進については、これまでも国と連携して取り組む中で、適宜要望を行ってまいりました。立法措置をはじめ、こうした取組により、男女共同参画は前進してきたものと認識しております。今後も必要な要望を行ってまいります。	☆
14	【区の情報発信】 コロナ禍でますます生活困難な状況にある中で情報は平等に届いて欲しい。 新聞を購読している人は少なく、区報は区の施設などに行かないと見られない。ウェブで区のホームページを見るという手段を持たない人もいます。また、必要があってホームページを見て	区報については、新聞折込やホームページ掲載のほか、ご希望の方に戸別配付する形でお手元にお届けすることを行っております。また、区の施設以外でも、駅頭やコンビニエンスストア等でも手にしていただくことが可能となっております。 今後も区報、区営掲示板、区ホームページ等あらゆる広報媒体を活用し、より多くの方に分かりやすく情報が行き渡るよう情報発信に努めてまいります。	☆

	も必要とするところだけしか検索しない。		
15	【必要な配慮が行き届く区政運営】 皆が満足できる施策は難しいかと思うが、体調の悪い人や障がいのある方など弱い立場の人にも配慮してほしい。	区はこれまで、子どもや高齢者、障がい者等を地域全体で見守る仕組みづくりなど、区民の皆様が幸せを実感できるよう様々な取組を行ってまいりました。今後も困難を抱える方々に寄り添い、全ての方に優しく、温かい区政運営を行ってまいります。	☆
16	【計画の進捗管理】 計画の進捗管理、評価の基準を事前に設定してほしい。	計画では、計画期間の5年間で各基本目標を達成する上で必要な指標を数値化しております。毎年度、進捗管理を行う中で、点検・評価を実施し、必要な見直しを図ってまいります。	○
17	【計画の編集】 第3章の施策の方向性と施策では、第4次計画と同様に、写真と具体的な資料が入ると良い。 また、具体的な施策として所管課が何をしているか別紙で明記するとよく内容が分かる。	子ども家庭総合センターやふらっとにっぽりの写真を掲載するとともに、コラム記事で用語や時事問題の解説、区政世論調査の結果等の参考資料を追加し、より分かりやすさを追求いたしました。 具体的な施策についても、毎年度、進捗状況の点検・評価を行う中で、取組をより理解していただけるよう工夫し、公表してまいります。	◎
18	【計画の周知】 この計画を漫画化してほしい。難しい言葉ではなく何に困っているのか、それに対してどこに連絡したらいいか解説できると良い。	計画の内容を分かりやすく、区民の皆様にお伝えするのは重要なことと認識しております。 本計画は、今後5年間の区の取組の基本となるものであり、多岐にわたる内容が含まれており、漫画化することは難しいと考えておりますが、計画の内容をより分かりやすくお伝えできるよう、周知に努めてまいります。	☆

＜基本目標 1＞ 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める

№	意見の概要	意見に対する区の考え方	
19	【子どもの相談窓口の周知方法】 子どもが困ったときにすぐ相談できるよう、警察や消防のような短縮ダイヤルを設け、このダイヤルを駅や町中に掲示したり、子どもが持ち歩くものに貼ることができるシールを作って周知してはどうか。	現在、子どもや保護者の SOS の声をいち早くキャッチするため、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」を設置し、虐待だけでなく広く相談に応じております。 このほか、教育センターが実施している「荒川区子どもの悩み 110 番」や警視庁少年相談室の「ヤング・テレホン・コーナー」などの相談先を記載したカードを作成し、区内小中学校の全児童・生徒に配布しております。 引き続き、相談先や連絡先について、子どもたちにより分かりやすい形で周知を図ってまいります。	☆
20	【性的指向や性自認について悩みを抱える当事者の交流の場づくり】 性的指向や性自認等について悩みを抱える当事者同士がコミュニケーションをとりながら、安心して共有できる場を提供してほしい。 そうした取組に地域の人も巻き込まないか。互いの理解が深まるきっかけとなる事業が実施されることを希望する。	区では、当事者の方々の悩みに寄り添いながら支援をしていくため、アクト 21 内に LGBT 専門相談窓口を設置しております。また、今後、性的指向や性自認に関する理解を広めるための講座等の実施も予定しております。 今後、どのような場の提供や事業の実施ができるか検討してまいります。	☆
21	【多様な性の理解に関する図書の充実】 多様な性の方の人権が守られ、生きやすい区となるように理解を深める学習の取組と関連した書籍を各図書館やアクト 21 などに置いてほしい。	区ではこれまでも、各図書館やアクト 21 において、多様な生き方を含め、男女平等や人権に関する図書を配架してまいりました。 今後も男女平等や人権に関する図書の充実に努めてまいります。	○
22	【同性パートナーシップ制度】 基本理念や計画の方向性として、性的指向や性自認等性的少数者に属する人々についても考慮されていることに賛同するが、区民や区職員の中でも、性的指向や性自認が異なる人も同じように尊重される存在であるという理解が進むよう、具体的な方策として、同性パートナーシップ制度の導入、区営住宅への入居資格に同性カップルを加えることを求める。	区政世論調査では、性自認や性的指向に関する区民の認識は一定程度あるものの、年代によって差がある状況が見受けられました。 こうした状況を踏まえ、区といたしましては、引き続き LGBT 専門相談窓口等による相談体制の充実に努め、悩みを抱えている方々に寄り添う取組を進めるとともに、地域全体に理解や共感の輪を広げていくことが必要であると考えております。その具体的な取組として、社会的な困難を解消するため、区を始めとする行政機関、事業者等、地域社会全体が当事者の不安や迷いに寄り添えるよき理解者となるための意識の醸成と、パートナーシップ制度を含め、当事者に必要な支援策を調査研究をしてまいります。 【計画案の修正】 P.26 地域社会全体が当事者の不安や迷いに寄り添えるよき理解者となるための意識の醸	◎

		成を図るとともに、パートナーシップ制度を含め、当事者が抱えている困難を解消するために必要な支援策について調査研究をしていきます。	
23	【同性パートナーシップ制度】 「同性パートナーシップ制度」といった言葉がなかったことが残念。制度的な取組が盛り込まれることを望む。	区政世論調査では、性自認や性的指向に関する区民の認識は一定程度あるものの、年代によって差がある状況が見受けられました。 こうした状況を踏まえ、区といたしましては、引き続き LGBT 専門相談窓口等による相談体制の充実に努め、悩みを抱えている方々に寄り添う取組を進めるとともに、地域全体に理解や共感の輪を広げていくことが必要であると考えております。その具体的な取組として社会的な困難を解消するため、区を始めとする、行政機関、事業者等、地域社会全体が当事者の不安や迷いに寄り添えるよき理解者となるための意識の醸成と、パートナーシップ制度を含め、当事者に必要な支援策の調査研究をしてまいります。 【計画案の修正】 P.26 地域社会全体が当事者の不安や迷いに寄り添えるよき理解者となるための意識の醸成を図るとともに、パートナーシップ制度を含め、当事者が抱えている困難を解消するために必要な支援策について調査研究をしていきます。	◎
24	【性的指向や性自認等に関する学校教育での取組】 性的指向や性自認等について、学校教育での取組も重要である。荒川区ではどうなのか具体的な施策を書き込むべきである。	区では、あらゆる悩みを抱えている児童・生徒に寄り添いながら、具体的な相談に応じ、支援を必要とする児童・生徒を適切な支援に繋げながら日々の学校教育に取り組んでおります。 同時に、全ての児童・生徒が多様な生き方に理解や共感の輪を広げていくことが何より大切だと考えております。それらの具体的な取組として、本計画では、性的指向や性自認について小中学校においても児童・生徒が多様な相談をできる体制を整えていくための、教職員の多様な生き方への理解促進に向けた研修等について記載をしております。 多様な生き方を認め合うための理解を促進し、施策を丁寧に進めてまいります。	☆
25	【施策の分析・公表方法】 GAH 推進リーダーはほとんど男性だと聞いている。 生活保護受給者の年齢別男女比を含め、全ての施策における男女比率を明らかにすることで、差別の現状をよく理解することができると国際社会や国	GAH 推進リーダーにつきましては、各地域団体のリーダーに御参画いただいております。結果として男性の比率が高い状況となっております。 また、生活保護受給者の年齢別男女比につきましては、年次報告として東京都に報告し、東京都が区市町村別に公表しているところです。	☆

	で言われており、記載がある方がよい。	本計画の現状の分析と施策の方向性を検討するに当たり活用いたしました区政世論調査や荒川区民総幸福度調査では、性別毎の統計データを示しているほか、一般的に区政の各分野で施策を検討するに当たっては、様々な属性を分析し、必要に応じて公表しております。	
26	【アクト 21 の事業について】 ある自治体で、女性が主体的に声を上げにくいという現状の解消を目的に行われたディベートの女性向けセミナーがとても効果があったという記事を読んだ。女性が声を上げるのはまだまだとても難しく、そもそも「意見を表明する」こと自体が恐れ多く、どうすればよいかかわからないため、黙っている。コロナ禍でディベートを行うのは難しいが、主体的に関わる市民を増やすため、アフターコロナで取り入れていただきたい試みだと思う。	自分の意見を主張する能力を身に付けることは、男女問わず重要であり、アクト 21 では、これまでも、女性が地域や職場で意見を述べる等々の能力の向上に繋げるため、アサーティブトレーニング講座やコミュニケーション向上のための講座を実施してまいりました。 本計画においても、学習機会の提供を図ることとしており、今後もより効果のある取組を実施してまいります。	○
27	【学校における性自認・性的指向に配慮した進路指導】 具体的な施策の「性別にとらわれない進路指導の充実」を「性別にとらわれず性自認・性的指向を含む多様性に配慮した進路指導の充実」としてはいいかがか。 当事者の声としても「制服を着たくないから制服のある中学・高校に進学したくない」「自分のような人間は新宿二丁目で働くしかないと思った」などという声はよく聞くところである。性的指向や性自認に悩む学生は、同時に進路や職業選択にも多く悩みを抱えている。 荒川区でも、まさに性的指向や性自認に悩む年代である学生の進路指導の際には、LGBT の知識を生かした対応が必須であり、教師は多様な生き方、進路や就職先の選び方があることを認識した上で学生と接する必要があるのではないかな。	基本目標 1 の最終ページに掲載していた多様な生き方への理解に関するコラム記事を、施策の直後に掲載することで、「多様な生き方」には性自認や性的指向も含まれていることを分かりやすい形に整理いたしました。 学校現場で適切に配慮するには、教職員の理解が不可欠であると認識しております。これまでも機会を捉えて研修を実施してきたところですが、対応ガイドラインの作成や研修等により更に教職員の理解を深めてまいります。 【計画の修正案】P.27 コラム記事（多様な生き方への理解）を移動	○

28	【性的少数者に配慮した広報】 荒川区ホームページにおける性的少数者が利用可能な制度の周知ページ作成を追加していただきたい。 性的少数者は「制度をそもそも利用できていると思っていないケース」や「窓口へ都度自分が対象に含まれるか相談することへの面倒さ」「カミングアウトをしても問題ない相手かどうかへの懸念」などから行政サービスの利用をためらうことがある。そのため、同様の形で、性的少数者でも利用可能な制度をホームページにより周知していただきたい。	より分かりやすく情報をお伝えできるよう、令和2年度に、ホームページをリニューアルいたしました。今後も必要な情報が入手できるホームページづくりに努めてまいります。 また、区職員が性自認・性的指向等について理解を深め、様々な困難を抱える人々について適切に配慮・対応していくため、本計画では、対応ガイドラインの作成や理解を深めるための研修の実施を計画しております。こうした取組を進めることにより、全ての方が安心して手続や相談等をしていただける体制の整備に努めてまいります。	○
29	【性的指向や性自認に関する施策】 性的指向や性自認に関して、「広報、啓発を実施すること」「区職員や教職員について理解を深めること」「相談体制を充実すること」が書かれており、これに賛同する。	多様な生き方について、広報、啓発の実施、区職員や教職員について理解を深めること、相談体制を充実すること等、性自認・性的指向について困難を抱える当事者の方に寄り添いながら、更なる事業の充実を図ってまいります。	○
30	【配偶者暴力被害における事実婚、同性パートナーの取扱い】 <3-(3)暴力被害等に関する相談体制の充実>「配偶者暴力被害」のところに「(事実婚、同性カップルを含む)」と付け足してはいかか。法的に「配偶者」に含まれないカップルなどの親しい間柄でも暴力被害が起こる可能性があるが、実際に「結婚していないから」という理由で相談をためらう被害者がいる可能性がある。 あわせて、具体的な施策の中にある「研修の実施」の中に、同性カップルの間でも暴力被害が起こりうることや、性暴力は同性からの被害もありうることを含めていただきたい。	本項目では、DV防止法に基づく区市町村基本計画の一環として配偶者からの暴力対策の取組を定めているほか、虐待被害や性的被害の相談支援について記載しております。 DV防止法では、「配偶者」の定義として次の方々を含んでいることから、本計画の表記を「配偶者等」に改めることといたします。 ①婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」の方 ②離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受けている方 ③生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいる方） ④生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した後も引き続き暴力を受けている方 なお、DV防止法の定義には「同性カップル」までは含まれておらず、法に基づく支援には一定の限界がありますが、区としては、暴力に直面している方々が相談することをためらうことのないよう、あらゆる暴力を想定し、職員研修の充実及び相談体制の充実に努めてまいります。 【計画の修正案】 ・ P.27 配偶者等暴力 ・ P.29 配偶者等暴力被害、配偶者等暴力への正しい理解、配偶者等暴力の未然防止	◎

31	【性被害の相談窓口】 性被害の相談窓口の設置とウェブ対応を望む。 配偶者やパートナーから望まない妊娠を強いられる性暴力が横行し、コロナによるステイホームによりさらに加速され、被害がこれまでの2倍になっていると報道されている。また、それらの事由による妊娠、出産後の育児遺棄などの報道も後を絶たない。これらは、ほぼ女性のみが非難の的になっており、そこに至る男性への責任について言及されることが大変少ないことを痛感している。 性被害にあった場合やDVによる望まない妊娠などについて、匿名でも相談できる体制の強化と広報を強めることを要望する。また、今後も続くコロナ感染防止対策のためや、出向くことに躊躇するこれらの相談について、ラインやメールなどを利用したウェブ相談が可能になる体制を提案する。	性被害の相談窓口については、保健所、アクト21ところと生き方なんでも相談、配偶者暴力相談支援センター等、被害にあわれた方が身近な窓口で相談をいただけるよう対応しております。アクト21の相談については、対面による相談のほか電話相談も実施しております。また、必要に応じ、都の性暴力救援センター・東京（SARC 東京）や警察と連携を図り、被害者の方に寄り添った支援を実施しております。 また、国は、令和2年度から令和4年度までの3年間で性犯罪・性暴力対策の集中強化期間と位置付け、都道府県を中心としたワンストップ支援や教育・啓発活動の充実を推進しており、令和2年10月からSNSによる相談窓口について試行し、匿名による相談も受け付けております。 今後も、国や都の取組の周知を含め、引き続き国や都と連携して的確に寄り添える相談窓口となるよう努めてまいります。	☆
32	【ハラスメントの定義】 <3-(4)ハラスメントの防止> ハラスメントとして、「パワー・ハラスメント」「セクシュアル・ハラスメント」「マタニティ・ハラスメント」「パタニティ・ハラスメント」「カスタマー・ハラスメント」等を例示しているが、この中に「SOGI ハラスメント」を含めていただきたい。また、研修講座の実施の中に、「SOGI ハラスメント」に関する内容を含めていただきたい。 パワハラ防止法の中に「精神的な攻撃」に「相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む」ことが明記されるなど、SOGI ハラスメントの防止対策を企業に義務付ける法律ができている。こういった動きにあわせ、荒川区でもさらに周知、防止対策を行う必要がある。	第1章で取り上げている国の動きの中で記載している労働施策総合推進法の改正は、パワー・ハラスメントの防止対策を法制化したものであり、パワー・ハラスメントの中に性的指向や性自認に関するハラスメントであるSOGI ハラスメントも含まれていることを踏まえ、SOGI ハラスメントについても明記し、適切に事業を実施してまいります。 【計画案の修正】P.30 ハラスメントには、職場において優越的な関係を背景として行われる「パワー・ハラスメント」や性的な言動の「セクシュアル・ハラスメント」、働く女性が妊娠・出産を理由として職場で受ける精神的・身体的嫌がらせ等により不利益を被る「マタニティ・ハラスメント」、男性が育児参加する権利や機会を侵害する言動や嫌がらせを行う「パタニティ・ハラスメント」、顧客等からの著しい迷惑行為である「カスタマー・ハラスメント」、性自認・性的指向に関わる「SOGI ハラスメント」等様々な種類があります。	◎

<<基本目標2>> あらゆる分野において男女共同参画を推進する

No	意見の概要	意見に対する区の考え方
33	【計画の目標指標】 審議会等における女性委員数の割合について、令和元年度の実績 21.0%、令和7年の目標 30%という数字はあまりに低い。「数年以内に4割程度」を目標とすることを望む。 ※他、同様意見2件あり	本計画における目標指標は、現状とこれまでの推移を踏まえて、5年間の目標に相応しい現実的な数値を設定したものです。国の第5次男女共同参画基本計画における目標である「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」との方針も踏まえ、まずは30%を目指して取組を進めてまいります。 審議会等については専門性が高い分野もあり、適材適所の人材を委嘱する中で着実に取組を前進させてまいります。
34	【計画の目標指標】 女性の割合が3割を超えると、働きやすさが格段に変わると聞いたことがある。これを踏まえると、区職員の管理監督者の女性の割合について、令和元年度の目標 33.3%という数字は低くはないが、ぎりぎり3割を超えたに過ぎないともいえる。「数年以内に4割程度」を目標とすることを望む。 ※他、同様意見2件あり	区職員の管理監督者における女性の割合は、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画において、その目標を設定しております。 区ではこれまでも、性別による格差のない公正な昇任選考の実施に努めてきたところですが、これまでの実績や他団体の状況などを踏まえた実効性のある目標を設定し、働き方改革や働きやすい環境づくりの推進など、達成に向けた取組を進めてまいります。
35	【区議会の女性参画の促進】 議会の女性率について令和2年12月6日、群馬県草津町会で性被害を訴えた女性議員が住民投票でリコールされた。荒川区ではこのようなことは起こらないと思うが、議会で女性が少ない、決定権を持つ女性が少ない状態ではいつまでも女性は男性の顔色を伺いながら意見を表明しなければならない。国政はもちろんであるが、東京都や荒川区をはじめとする地方議会にこそ、女性率を3～5割に定めたクォーター制を導入してほしい。	第1章の国の動きの中で「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定について記載しておりますが、ご提案の内容は、現行の公職選挙法の枠組みの中では難しいものと思われます。 いただいたご意見は、区議会に情報提供いたします。
36	【パブリック・コメントの広報】 パブリック・コメントを募集していることをもっと広報すべきである。区の掲示板、区のホームページや区報の第一面に「ご意見募集中」と目立つコーナーを作ったらかどうか。募集期間も最低1か月は必要だと思う。	区では、これまでパブリック・コメントを実施する際は、区報・ホームページにおいて計画案の入手先や意見の提出方法等の周知を図っております。募集期間については、荒川区パブリック・コメント手続要綱において2週間以上と定めております。 この基準を踏まえ、本計画は、区ホームページや区報で周知を図り、3週間の募集期間で募集したものです。 より多くの区民の声をいただくことは重要な視点だと認識しておりますので、今後も工夫して取り組んでまいります。

37	【リプロダクティブ・ヘルス/ライツの記載】 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（生殖に関する健康と権利）について言及がない。 1994年にカイロで開催された国際人口開発会議において提唱された概念である。今日、女性の人権の重要な一つとして認識されている。	主に、(5)母子保健に関わる支援で、女性特有の病気に係る施策を推進してまいります。 女性は、年代やライフステージごとに様々な健康課題に直面します。こうした健康課題を回避・解消するために心身両面の健康づくりを支援してまいります。 用語については、より分かりやすい表記に努めてまいります。	○
38	【避難所運営者の女性割合】 避難所運営者の中の女性割合という点も次回からデータとして加えていたきたい。 運営者に女性がいることで「避難所内の性暴力被害」「生理用品や乳児用物品の分配」という点で違いが出ると考える。	避難所運営に当たっては、既に生理用品や乳幼児物品の備蓄等を行っておりますが、引き続き、性別等によるニーズの違いに配慮した環境整備や物資の備蓄等に努めてまいります。 また、避難所の運営をサポートする区職員は、男性・女性の割合を考慮して配置しており、引き続き、安心して利用できる避難所運営に向けた準備に取り組んでまいります。	○
39	【荒川区地域防災計画における性的少数者の視点】 具体的施策の中に、「荒川区地域防災計画における男女共同参画の視点の反映」とともに「荒川区地域防災計画における性的少数者の視点の反映」をお願いする。	本計画で掲げた基本理念に基づき、「男女共同参画の視点」中には、広く性的指向や性自認の概念も含まれるとの認識で記載しておりましたが、こうした多様な視点で取り組んでいくことを明確にするため、多様な視点についても明記いたします。 【計画案の修正】P.35 荒川区地域防災計画について、実際の災害から得られた教訓や想定される課題等を踏まえて、性別に関わらない多様な視点で適宜見直し、修正を行っていきます。 <具体的な施策> ○荒川区地域防災計画における本計画で掲げた多様な視点の反映	◎
40	【地域における固定的な役割分担意識の解消】 地域活動団体の中には、封建的な男女固定概念で家庭生活や仕事をされてきた男性も多く、当然のように女性は補佐的な役割分担されている。またセクハラまがいの発言もある。そんな風潮に異議を伝えても、孤立したり疎外されたりする。こうした実態について、ヒアリングやアンケート等で現状を把握し、地域から男女共同参画を推進してほしい。	地域を活性化するためには、地域活動における男女の活躍の場の拡大が重要と認識しております。特に、区民団体等における女性の活動範囲が拡大されるよう女性リーダーの育成を実施してまいります。 また、男女共同参画について、学校や家庭、地域と協力した取組及び幅広い世代への啓発を推進し、地域活動の中においても性別による固定的な役割分担意識が解消されるよう啓発に努めてまいります。	☆
41	【町会支援】 町会の改善に取り組む相談窓口は、付度なしの公明正大な立場で調整し、問題解決ができる部署として、担当者のレベルアップを切望する。	区ではこれまで町会・自治会の活動の支援を公正・中立な立場で進めてまいりました。今後も引き続き、的確に支援ができるよう努めてまいります。	☆

42	【要配慮者への更なる取組強化】 被災した場合に、子育て世代、特に乳幼児をもつ家族に対する避難場所について、行政の対策はもちろんのこと、親たち自ら防災対策や備蓄にも対応するような働き掛けも必要である。また、それら災害時要配慮者に特化した防災講座などの実施を要望する。	区では、一次避難所の整備と併せて、二次避難所、福祉避難所の充実、ミルク等のアレルギーに配慮した備蓄物資の配備、在宅避難や家庭での備蓄についての周知啓発等、様々な取組を進めております。また、様々な機会を捉えて学校や町会等において、防災意識向上のための防災講話を行っております。引き続き、区民の皆様とともに、防災対策に取り組んでまいります。	○
43	【緊急避妊薬について周知】 望まない妊娠出産がその後の児童虐待に結び付きやすいことに鑑み、緊急避妊薬についての認知も高めてほしいと願っている。	内閣府の第5次男女共同参画基本計画に関わる専門調査会の検討では、緊急避妊薬の取扱いをめぐって「専門研修を受けた薬剤師が十分に説明した上で、対面で服用させることを条件に処方箋なしに利用できる」との基本的な考え方を示す等、性犯罪の対策に重点を置いております。 区といたしましては、国の動向を注視してまいります。	☆

《基本目標3》 全ての人のワーク・ライフ・バランスを推進する

No	意見の概要	意見に対する区の考え方	
44	【子どもの健やかな養育】 安心して学べ、個々の家庭の状況により夢や希望を諦めたり、差別を感じることがないように子どもの貧困をなくしてほしい。（親、教師、女性団体の声を聞くこと）	区では、全ての子どもが家庭の状況によらず、様々な経験を通して健やかな成長を促すため、家庭への経済的支援や子どもの居場所づくりなどをはじめとした施策を推進しております。今後もより一層、子どもたちのための細やかな支援が行き届くよう施策を推進してまいります。	○
45	【学童クラブについて】 学童クラブは、生活の場としての役割が大きく、今後も独立した存在として維持・発展させてほしい。	区ではこれまで、学童クラブの新規設置等を含め、子育てと仕事を両立するための保育サービスの充実を推進してまいりました。 今後も子どもと保護者の双方が、安心して暮らしていけるような環境を整備してまいります。	○
46	【同性パートナーの養育里親】 同性カップルに育てられる子どもなどの多様な家族の形に関する情報提供や里親制度を利用したい同性カップルへの情報提供に関する具体施策を入れてほしい。	里親制度については、東京都が同性パートナーを養育里親として認定できるよう、平成30年（2018年）に里親認定基準を改定しました。今後も事業を実施する中で、同性パートナーが里親として子どもの養育等を行うことができ、また、子どもたちが安心して生活できる環境を整備してまいります。	☆
47	【中小企業等で働く女性の相談窓口】 中小企業で働く女性や自営業（業者）で働く女性に向けた、人権尊重・男女平等の教育の推進と相談窓口などの具体的な施策を進めてほしい。	区では、女性の活躍推進に向けた取組として、事業者に対し更衣室の設置や休暇の取りやすさ等職場環境の見直しについての普及啓発を実施することで、男女共同参画の意識醸成を図ってまいりました。また、労働施策総合推進法の改正によって、マタニティ・ハラスメント防止が強化され、働く妊婦への情報提供は重要な視点となって	○

		おり、こうした課題をはじめ、就労中の女性からの相談をお受けしております。引き続き関係機関と連携を図りつつ、職場や就労についての悩みを抱える女性への更なる支援に努めてまいります。	
--	--	--	--

＜基本目標 4＞ 計画推進のための体制を整備する

No	意見の概要	意見に対する区の考え方	
48	【アクト 21 における団体の交流】 アクト 21 を女性団体が利用しやすくし、交流の場や情報発信の場になったら良い。	男女平等推進団体として登録いただくと、利用料の免除や優先予約が可能となるため、多くの女性団体が登録し活動されております。より多くの方に御利用いただけるよう、グループでの話し合いや個人の趣味の活動の場として使えること等、具体的なご利用内容を例示することで、個人や団体で幅広く利用できることを周知しております。 また、現在は感染症防止対策で一定の制限を設けさせていただいておりますが、区民の皆様の交流の場として、様々な年代の方々に幅広く御利用いただける交流コーナーや、男女共同参画に資する情報の提供を目的とした図書コーナー、資料提供コーナーを設けております。こうした施設の利を活かし、多くの方に御利用いただけるよう今後も努めてまいります。	○
49	【計画の周知】 この計画を見る人よりも、見ない方にどのように周知徹底させるかが一番の課題だと感じる。	男女共同参画社会の実現のためには、より多くの区民に本計画を理解していただくことが重要であると認識しております。計画策定後には、その対象となる個人、家庭や事業者等に対し幅広い周知に努めてまいります。具体的には、若年層の方にも見ていただけるようホームページ、SNS を利用した広報を行ってまいります。それに加え、多くの区民の皆様身近な情報源である区営掲示板での周知ポスターの掲示等の周知方法を検討してまいります。 また、区内事業者の皆様には、庁内の関係部署と連携しながら、効果的に計画の周知を進めてまいります。	☆
50	【アクト 21 における活動団体との連携】 アクト 21 で実施する事業の内容を充実させていくためには各関係団体などと連携しながら進めていくとよい。	これまでも、アクト 21 の事業については男女平等推進団体をはじめとする活動団体の皆様に参画をいただく交流事業等を推進してまいりました。今後も活動団体との更なる連携を強化し、取組を推進してまいります。	○
51	【区民アドバイザー会議や男女共同参画社会推進区民会議について】 区民アドバイザー会議や男女共同参画社会推進区民会議について、実績とともに、今後の運営方針について記載を求める。	区民アドバイザー会議では、主にアクト 21 の事業、センターの運営について区民アドバイザーの皆様から御意見をいただいております。 区民や区内事業者、学識経験者で構成する男女共同参画社会推進区民会議では、毎	☆

		年度、計画に基づく区政の各分野における実績を評価し、議事内容を公表しており、本計画においても着実な進捗を図ってまいります。 運営方針は両会議体でそれぞれ取り決めを行っているところであり、両会議の円滑な運営を図ることにより、アクト 21 のよりよい施設運営に努めるとともに、本計画の取組を推進してまいります。	
52	【区職員の区民の呼び方】 職員が区民と話をしている際に「ご主人、奥様」と呼んでいる場面を見た。区職員の意識づくりについて、区民の呼び方等についても男女平等の視点を持つよう、研修を行うべきである。	区ではこれまで、職員一人ひとりが男女共同参画の意識を持つことが重要であると考え、職員に向けた研修等を実施してまいりました。今後も男女共同参画の視点に必要な意識醸成を図るため、接遇研修など職員向け研修を実施するとともに、男女平等に関する正しい理解と認識を深めてまいります。	○
53	【アクト 21 インフォメーションの内容】 アクト 21 が発行している冊子について毎回読ませていただいている。毎回有名人のインタビューが中心で、誰が読むことを想定しているのか分からず、地域と連携が取れているように思えない。荒川区で実際に何が行われているか、どうしていくのか、何がしたいのか地域に根付いた主体的な発信をお願いしたい。	これまでも、情報誌の作成については、興味関心が高いテーマの特集記事や地域に関係する記事を取り上げること等により、幅広い世代の方に手に取っていただけるよう工夫を重ねてまいりました。 今後も区民にとって分かりやすく、よりよい情報誌等を発行してまいります。	☆
54	【アクト 21 インフォメーションの配布方法】 アクト 21 インフォメーションについて、配布方法について検討すべきである。	男女共同参画の普及啓発誌であるアクト 21 インフォメーションは、区施設への配置のほか、区ホームページに掲載し、広く周知を図っているところです。作成については、興味関心が高いテーマの特集記事や地域に関係する記事を取り上げること等により、幅広い世代の方に手に取っていただけるよう工夫を重ねてまいりました。今後、更に、より多くの方に情報が行き届くよう、インターネットと連動した配信を組み合わせる等、より効果的な情報発信の在り方を検討してまいります。	☆

《その他》

№	意見の概要	意見に対する区の考え方	
55	【同性パートナーの住民記録に係る記載】 世田谷区議会議員の SNS で「荒川区では同居している同性カップルは、同一住所、生計同一で当人らが望んでも同一世帯とは認めない、同居人記載も否」という旨の発言を見た。事実であれば、本計画の理念や目標に反することだと感じる。再考を望む。	他自治体から同性パートナーの住民記録に係る調査がありましたが、質問の意図を誤解し、事実と異なる回答をしてしまいました。実際は、同性パートナーであるか否かにかかわらず、住居及び家計を同じくしている実態があれば当然に同一世帯として取り扱うこととしております。 回答の誤りについては、調査元に回答の修正を依頼するとともに、当該議員にも直接連絡し、御理解をいただいております。	☆

○第 44 回荒川区政世論調査（抜粋）

（調査区域）荒川区全域

（調査対象）荒川区在住の満 18 歳以上の男女（住民基本台帳による）

（標 本 数）3,000

（抽出方法）層化 2 段無作為抽出（7 地区に分類し、対象者を抽出）

（調査期間）令和元年 8 月 29 日～令和元年 9 月 30 日

（調査方法）郵送配布／郵送又は電子申請による回収

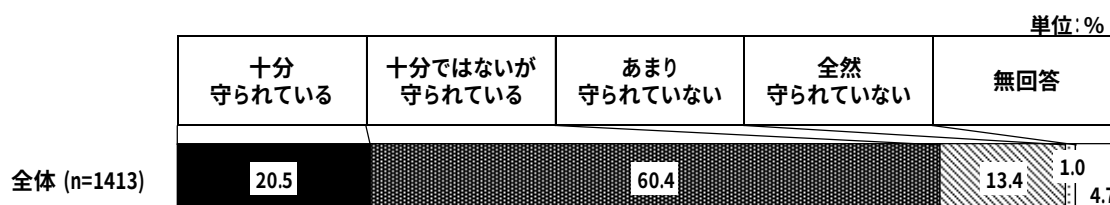
（有効回答）1,413

【人権（多様性を認め合う社会）】

（1）人権意識

◇「十分ではないが守られている」が 6 割

問 15 現在の地域社会について人権が守られていると思いますか。（○は 1 つだけ）

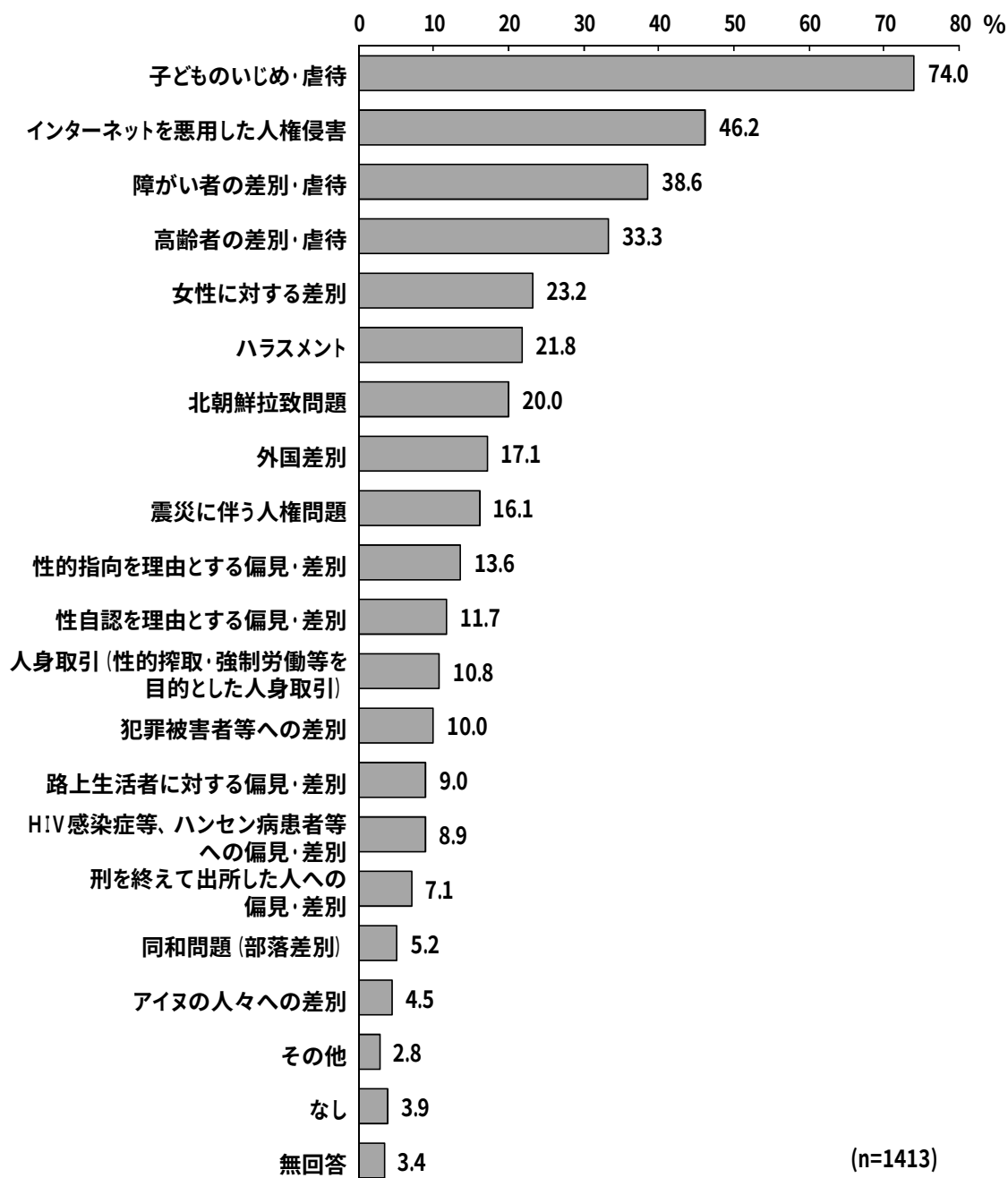


現在の地域社会で人権が守られているかについて聞いたところ、「十分ではないが守られている」（60.4%）が 6 割と最も高く、次いで「十分守られている」（20.5%）が 2 割、「あまり守られていない」（13.4%）、「全然守られていない」（1.0%）の順となっている。

(2) 関心のある人権課題

◇「子どものいじめ・虐待」が7割半ば近く

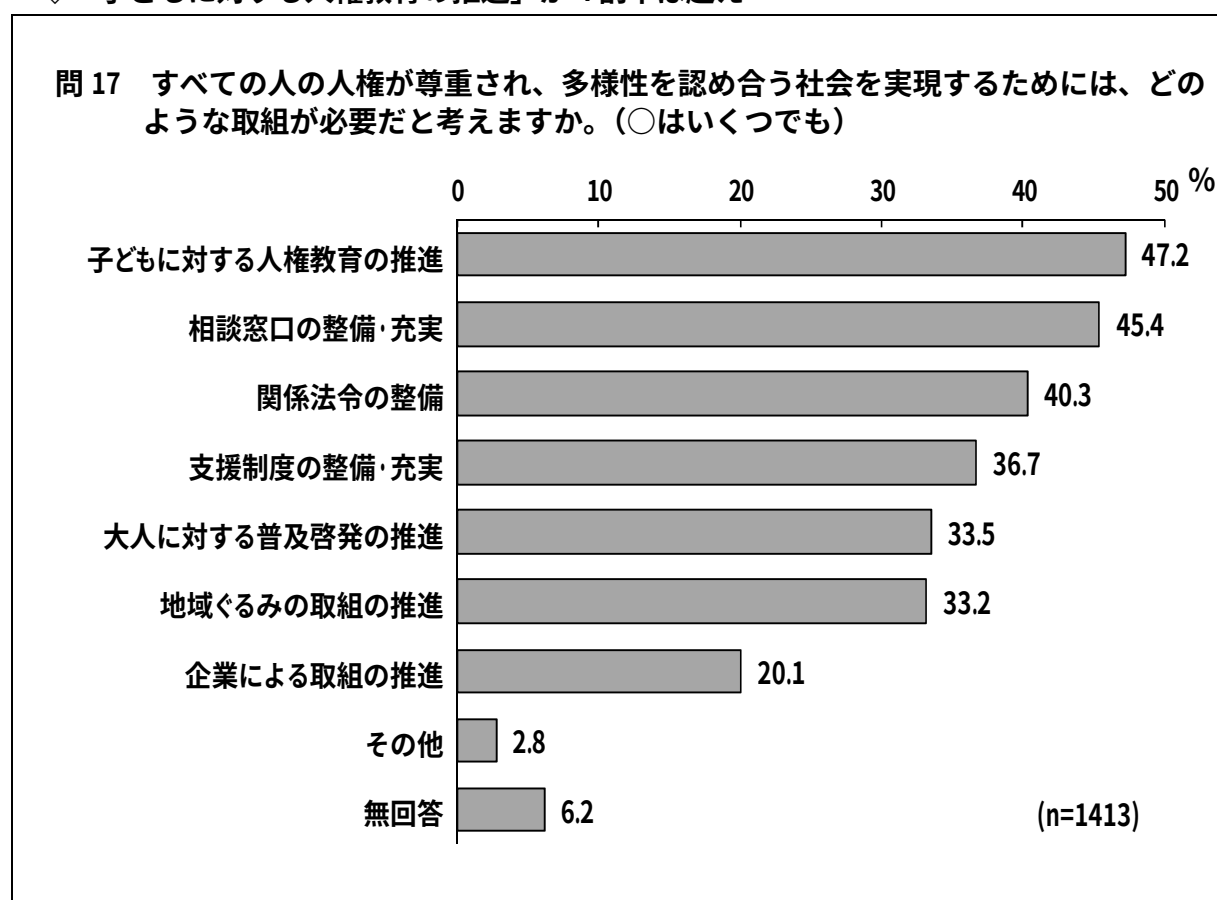
問 16 あなたが、関心があり、取り組むべきと考える人権課題はどれですか。(○はいくつでも)



関心のある人権課題について聞いたところ、「子どものいじめ・虐待」(74.0%) が7割半ば近くで最も高く、次いで「インターネットを悪用した人権侵害」(46.2%)、「障がい者の差別・虐待」(38.6%) と続いている。

(3) 多様性社会の実現に向けた取組

◇「子どもに対する人権教育の推進」が4割半ば超え

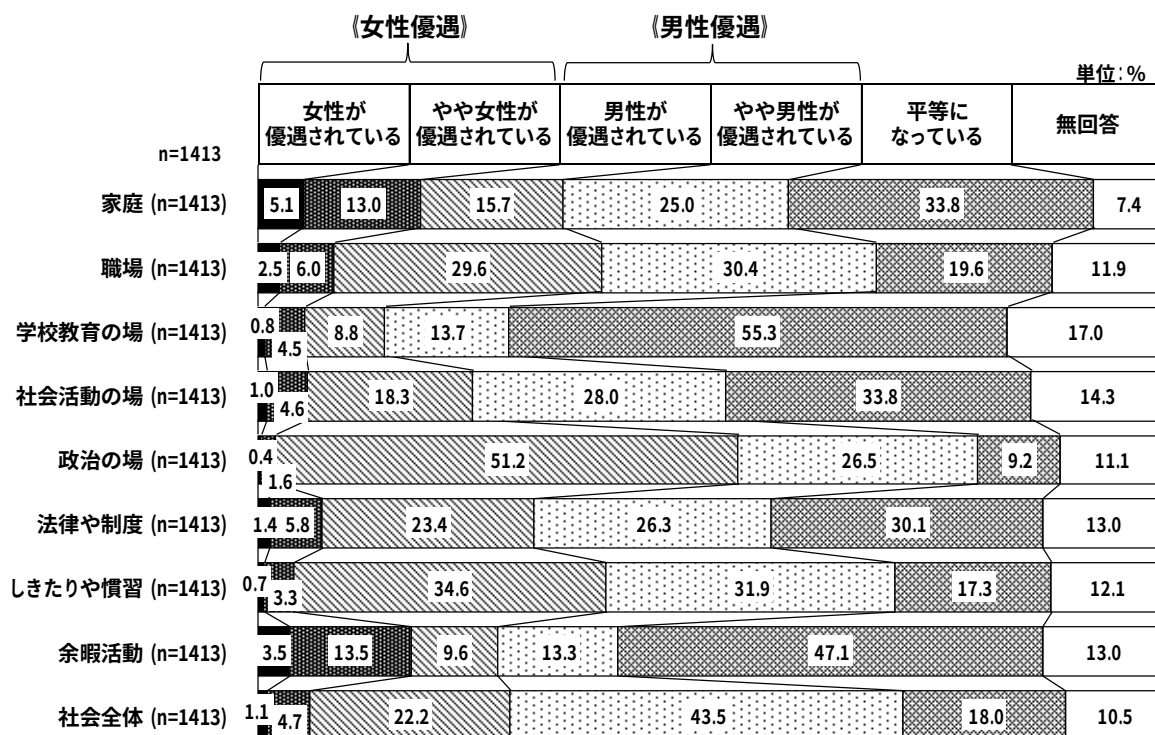


多様性社会の実現に向けて必要な取組について聞いたところ、「子どもに対する人権教育の推進」(47.2%)が4割半ばを超え最も高く、次いで「相談窓口の整備・充実」(45.4%)、「関係法令の整備」(40.3%)と続いている。

(4) 男女の地位

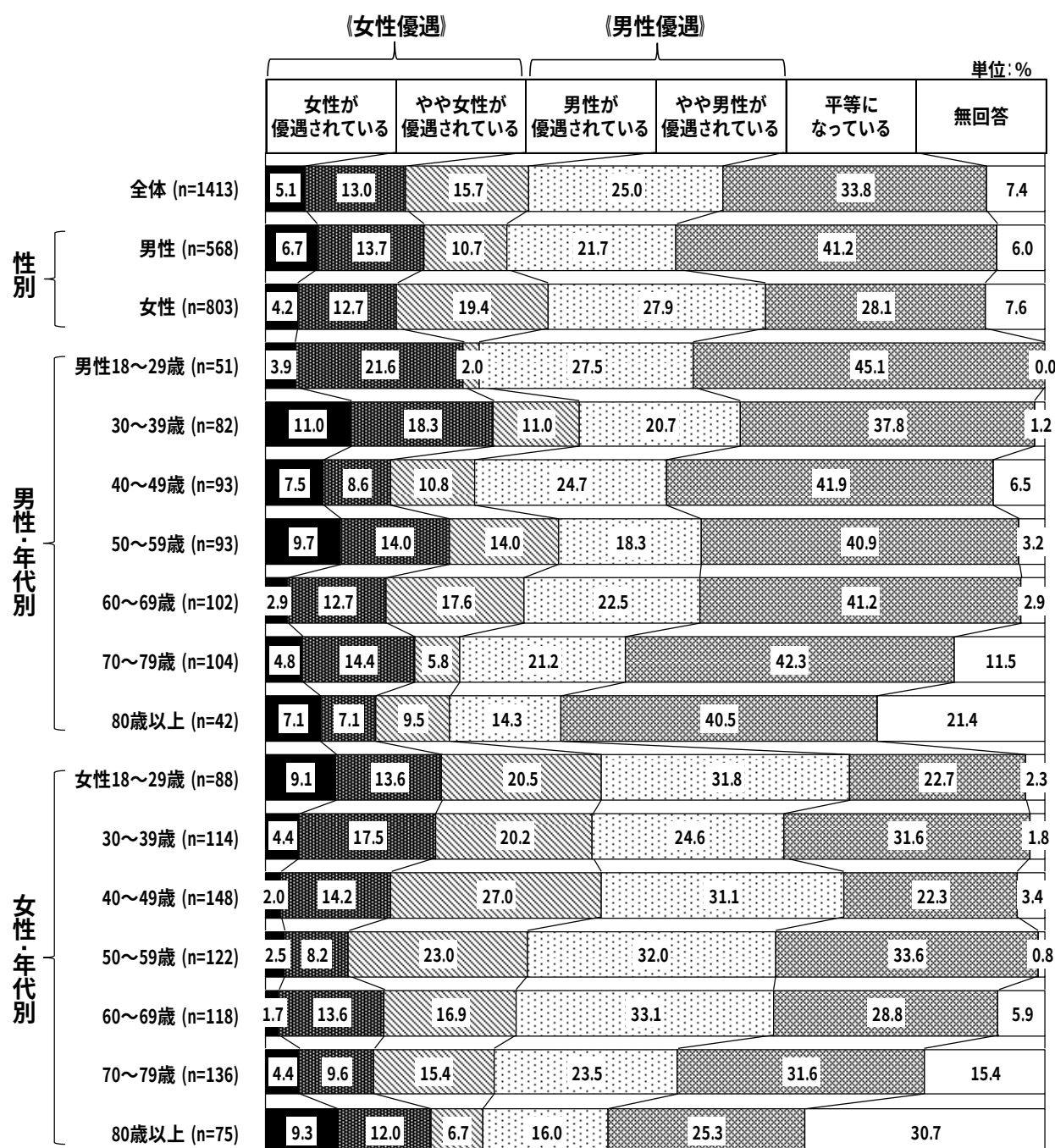
◇「学校教育の場」では平等になっているが5割半ば

問 18 次の分野で、男女の地位は平等だと思いますか。設問①～⑨について当てはまる番号をそれぞれお選びください。(○はそれぞれ1つだけ)

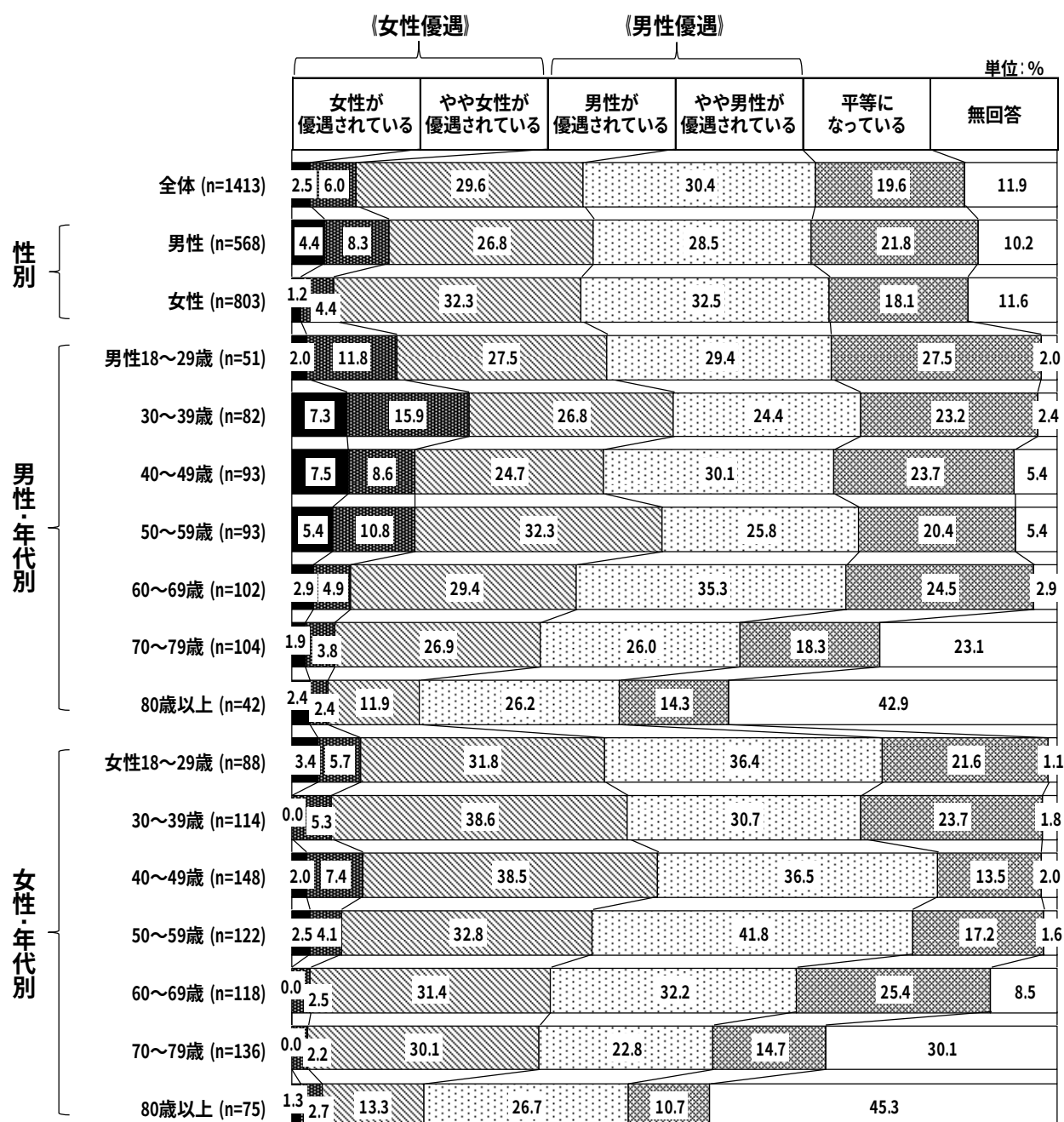


各分野で男女の地位は平等か聞いたところ、《平等になっている》では「学校教育の場」(55.3%)で5割半ばと最も高くなっている。《男性優遇》では「政治の場」(77.7%)が7割半ばを超え最も高く、次いで「しきたりや慣習」(66.5%)、「社会全体」(65.7%)、「職場」(60.0%)と続いている。

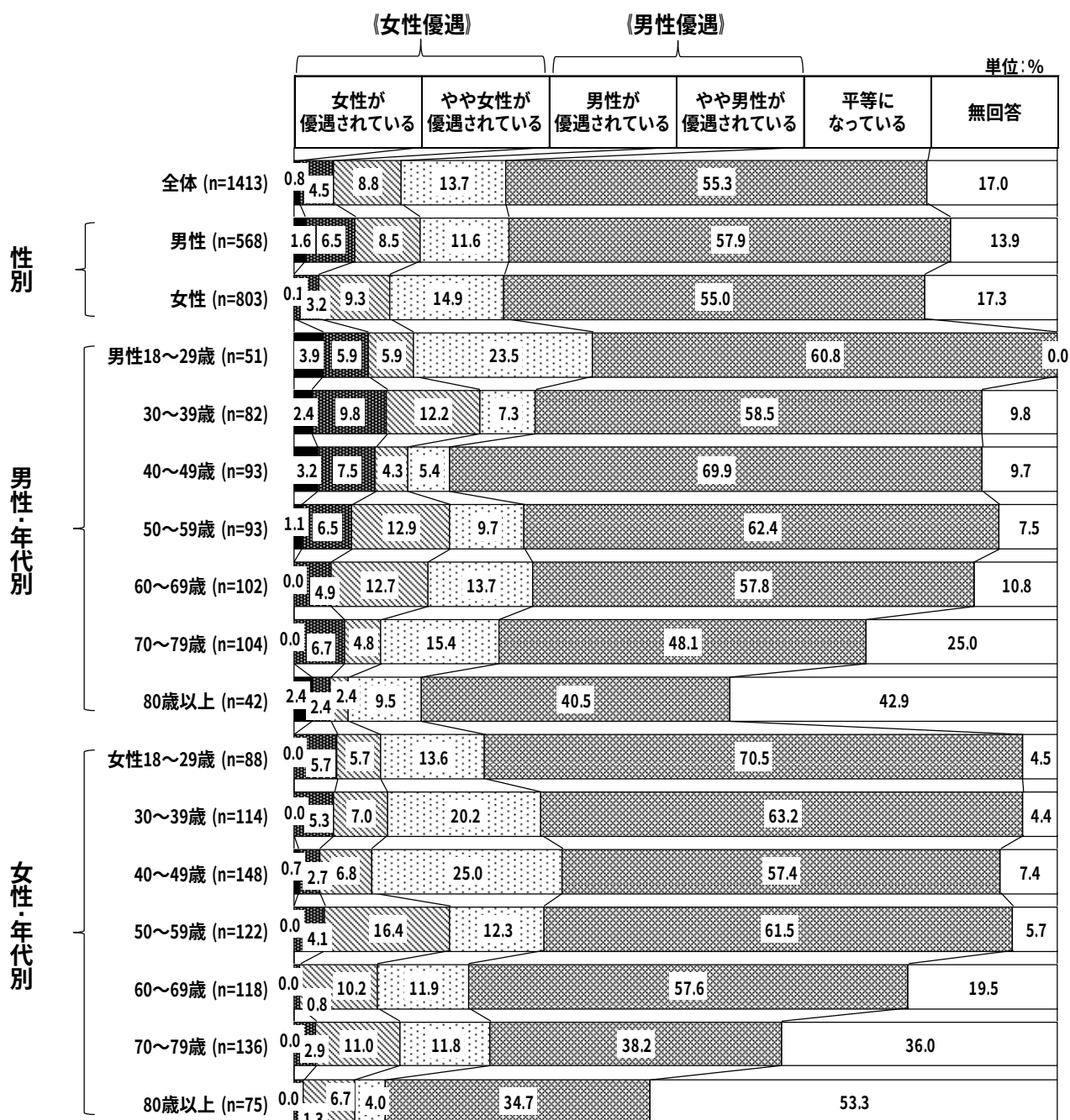
<男女の地位（①家庭）>



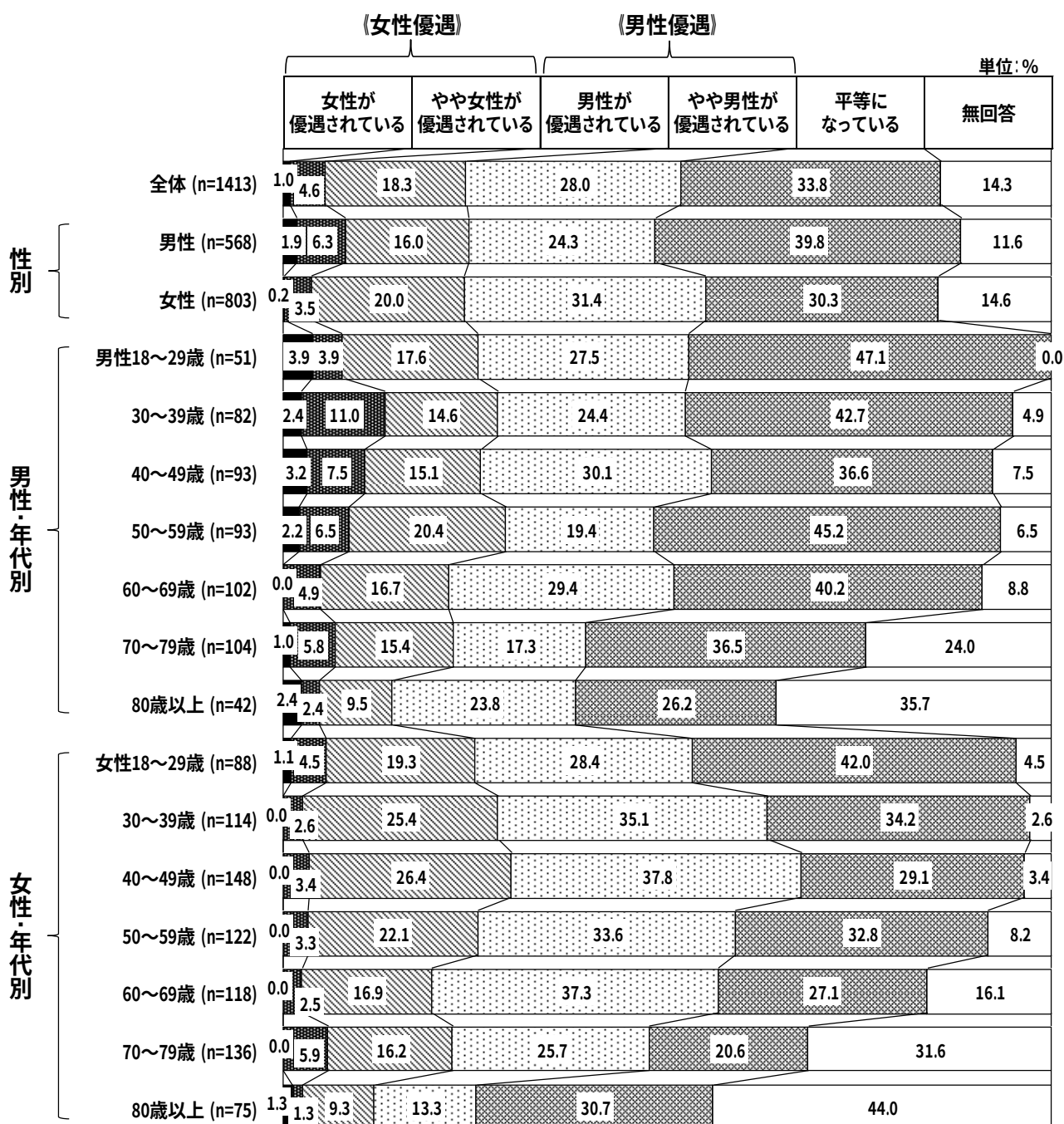
<男女の地位（②職場）>



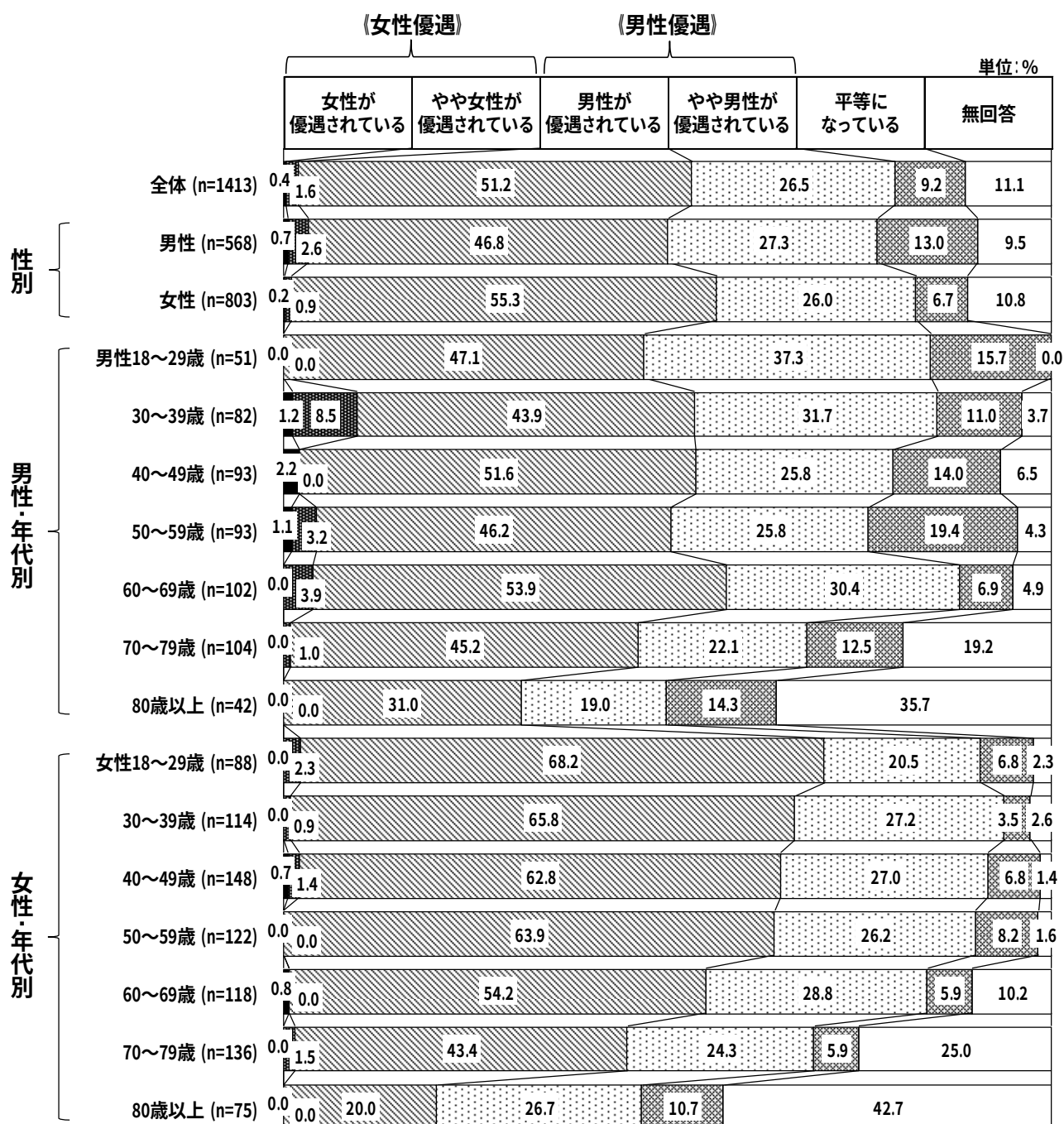
<男女の地位（③学校教育の場）>



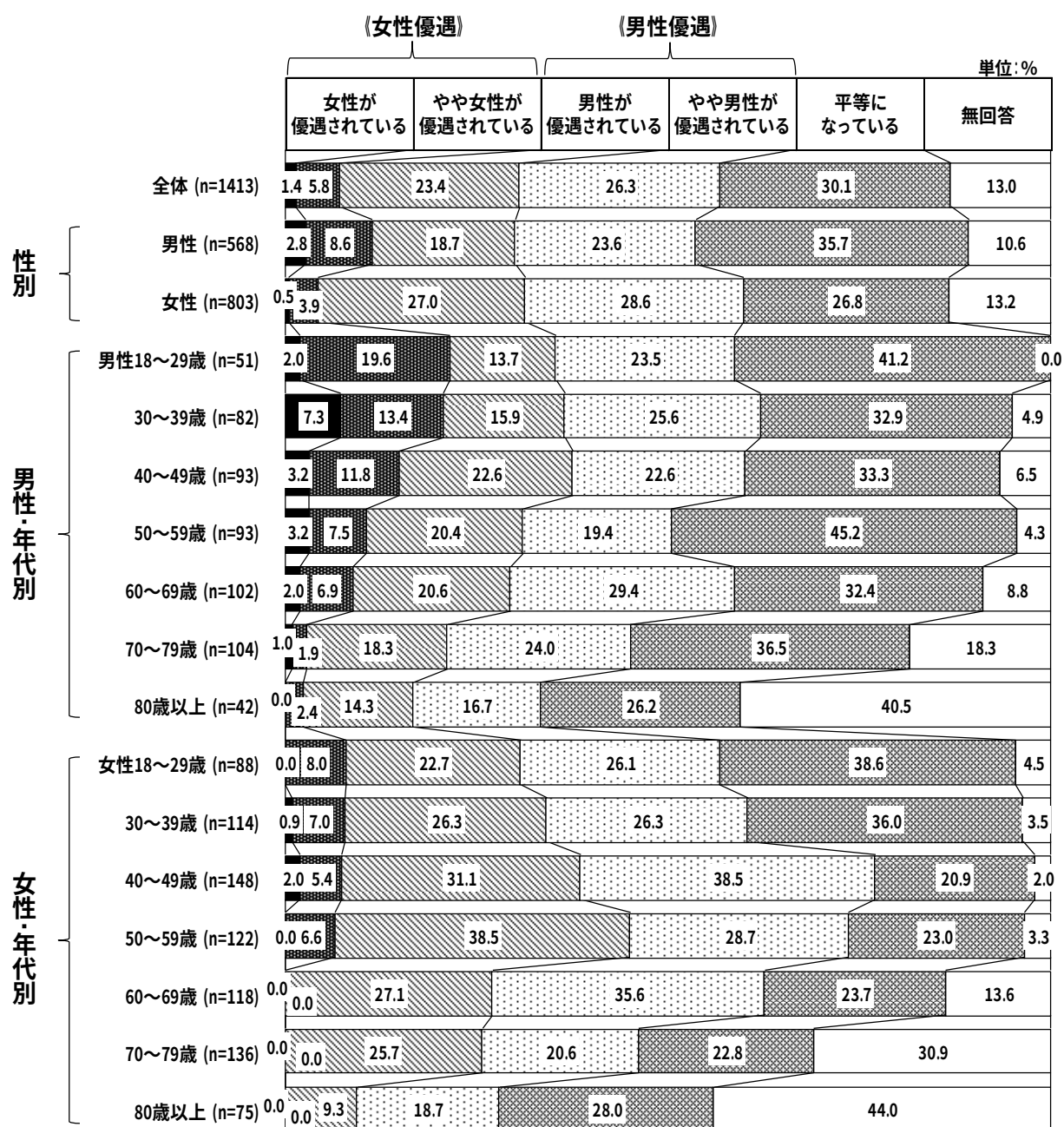
<男女の地位（④社会活動の場）>



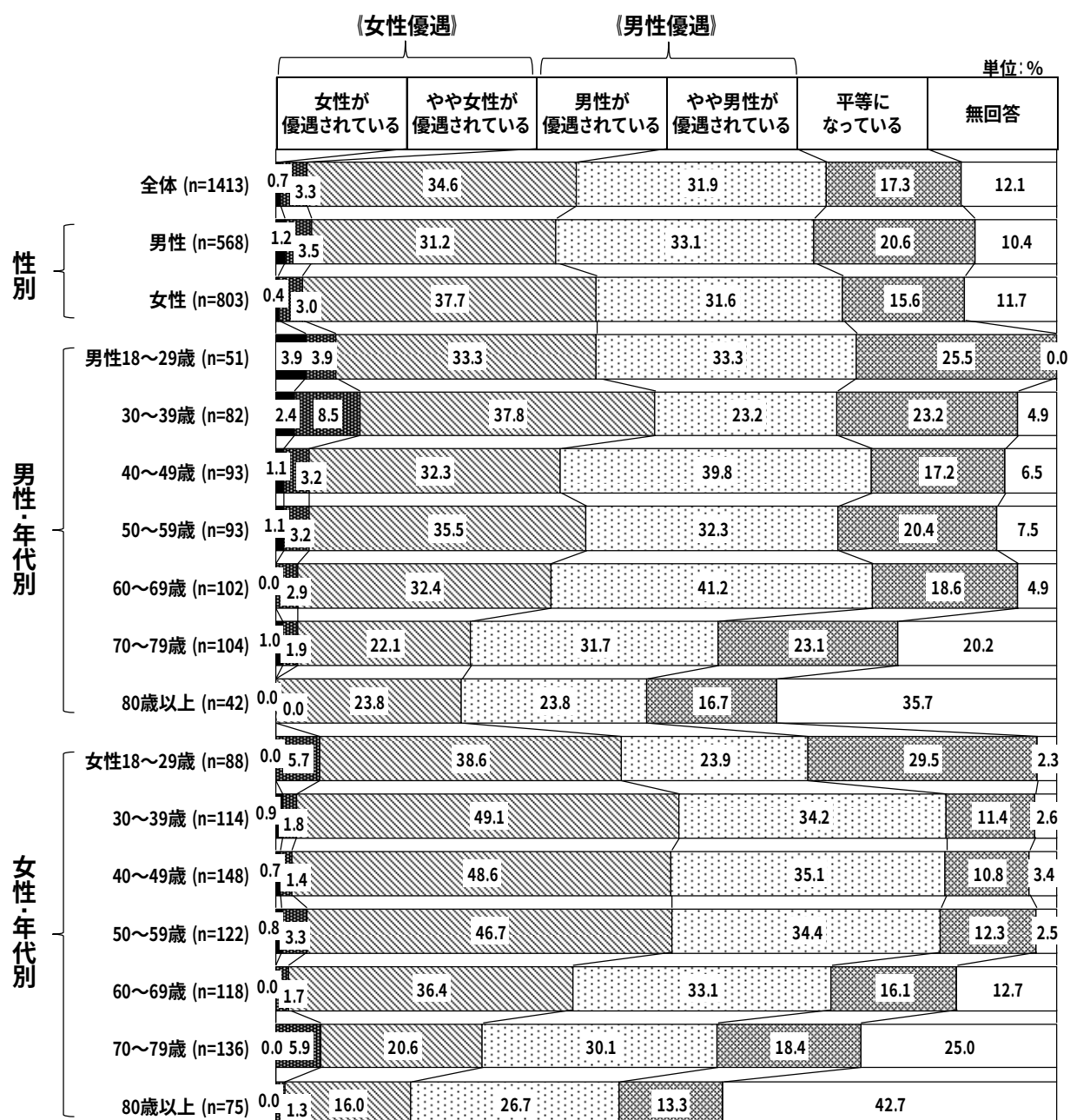
<男女の地位（⑤政治の場）>



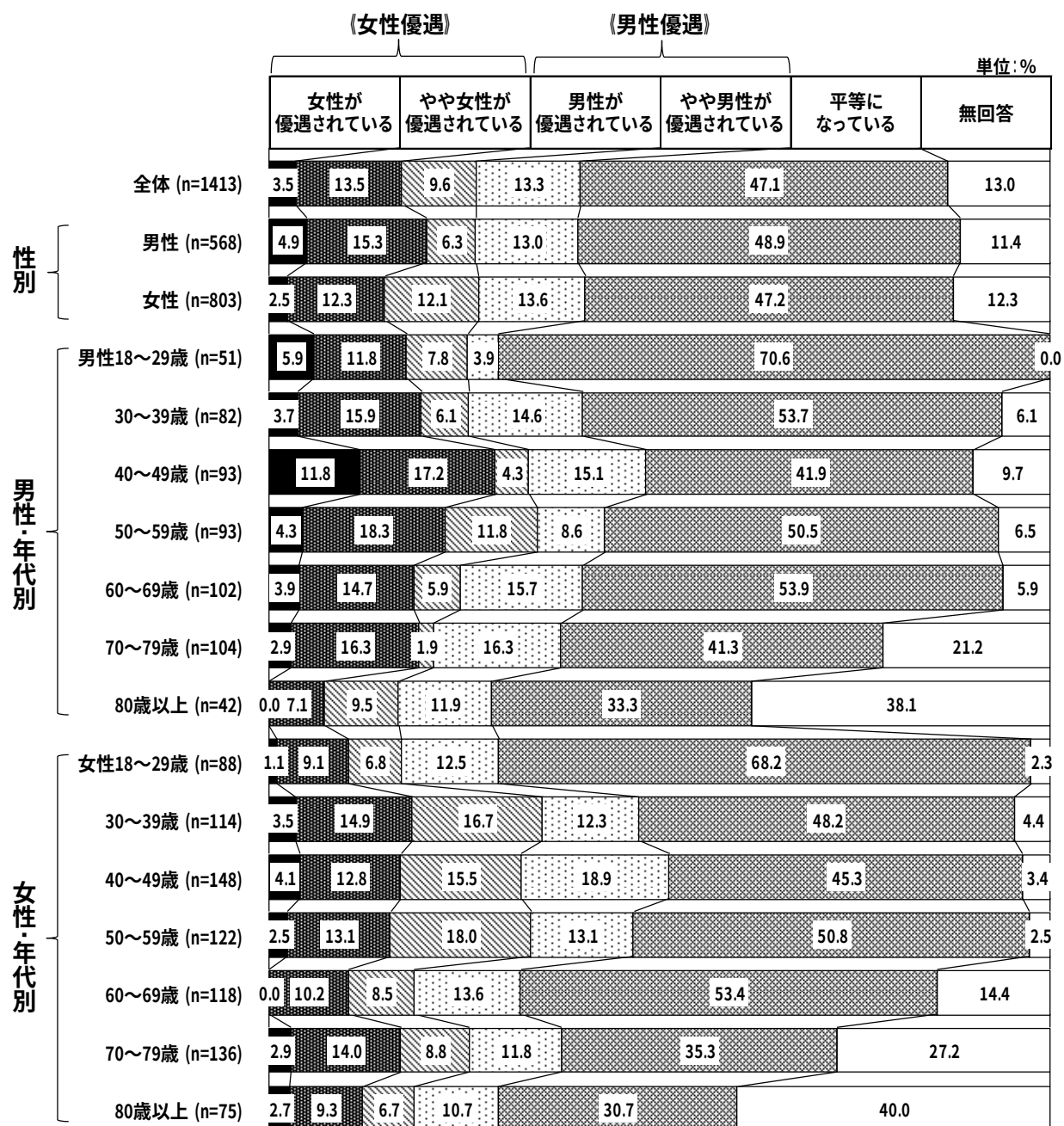
<男女の地位（⑥法律や制度）>



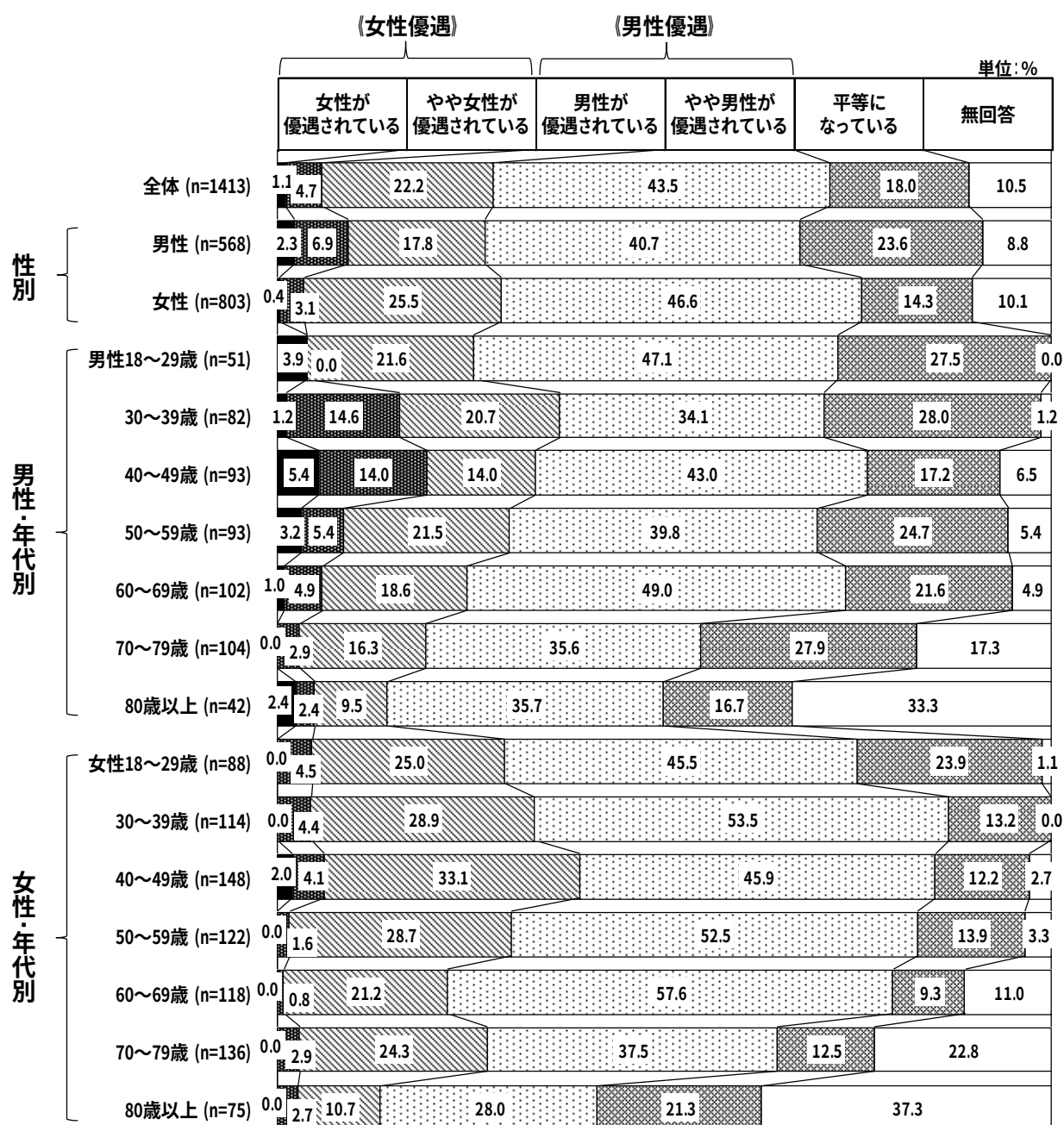
<男女の地位（⑦しきたりや慣習）>



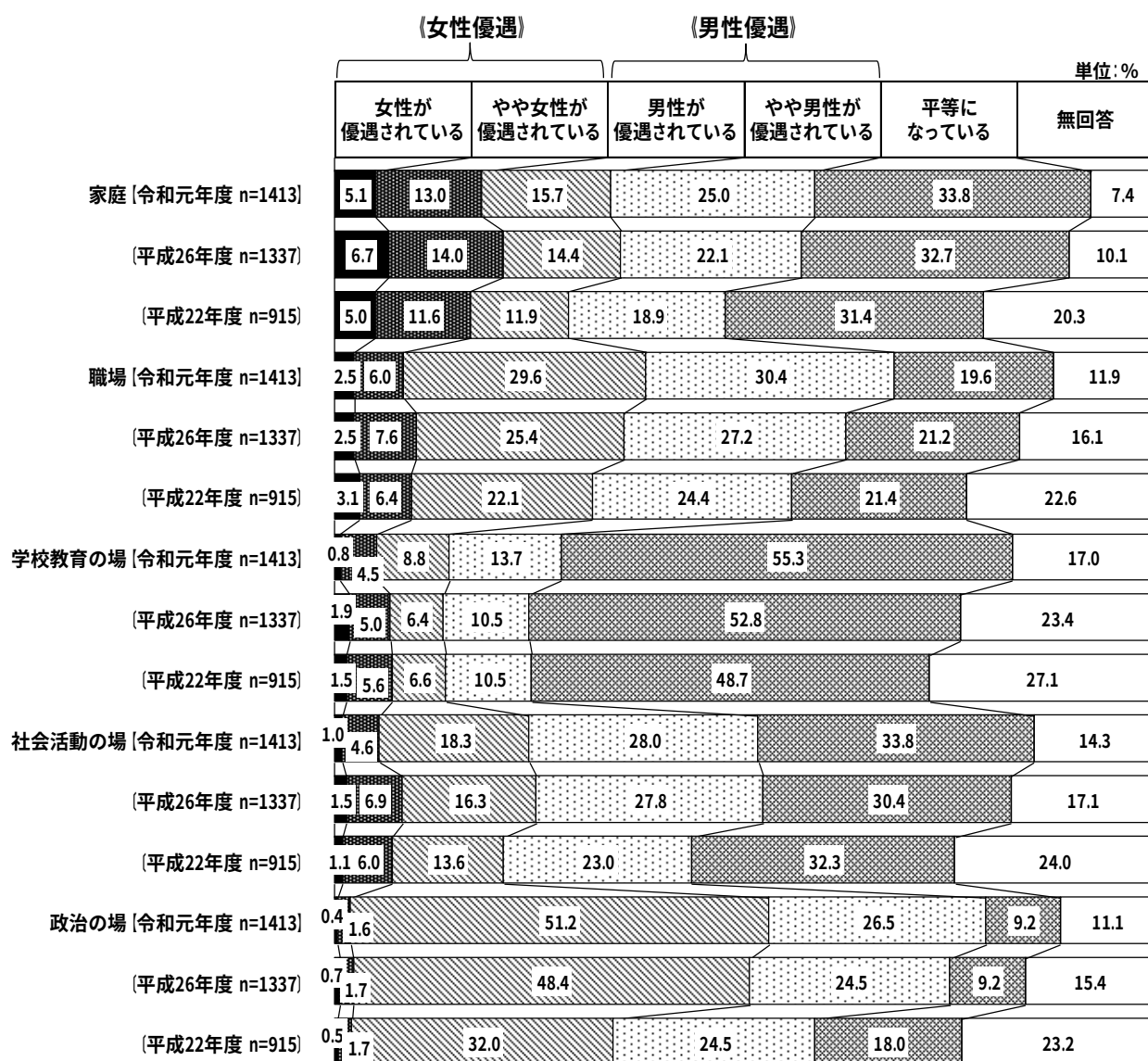
<男女の地位（⑧余暇活動）>



<男女の地位（⑨社会全体）>



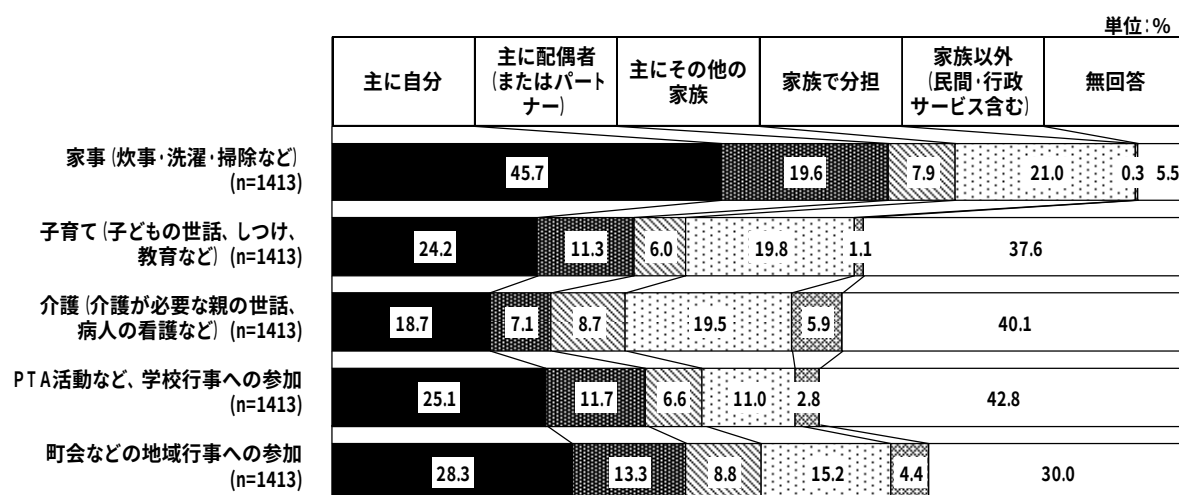
<男女の地位（経年比較）>



(5) 家庭内における役割分担意識

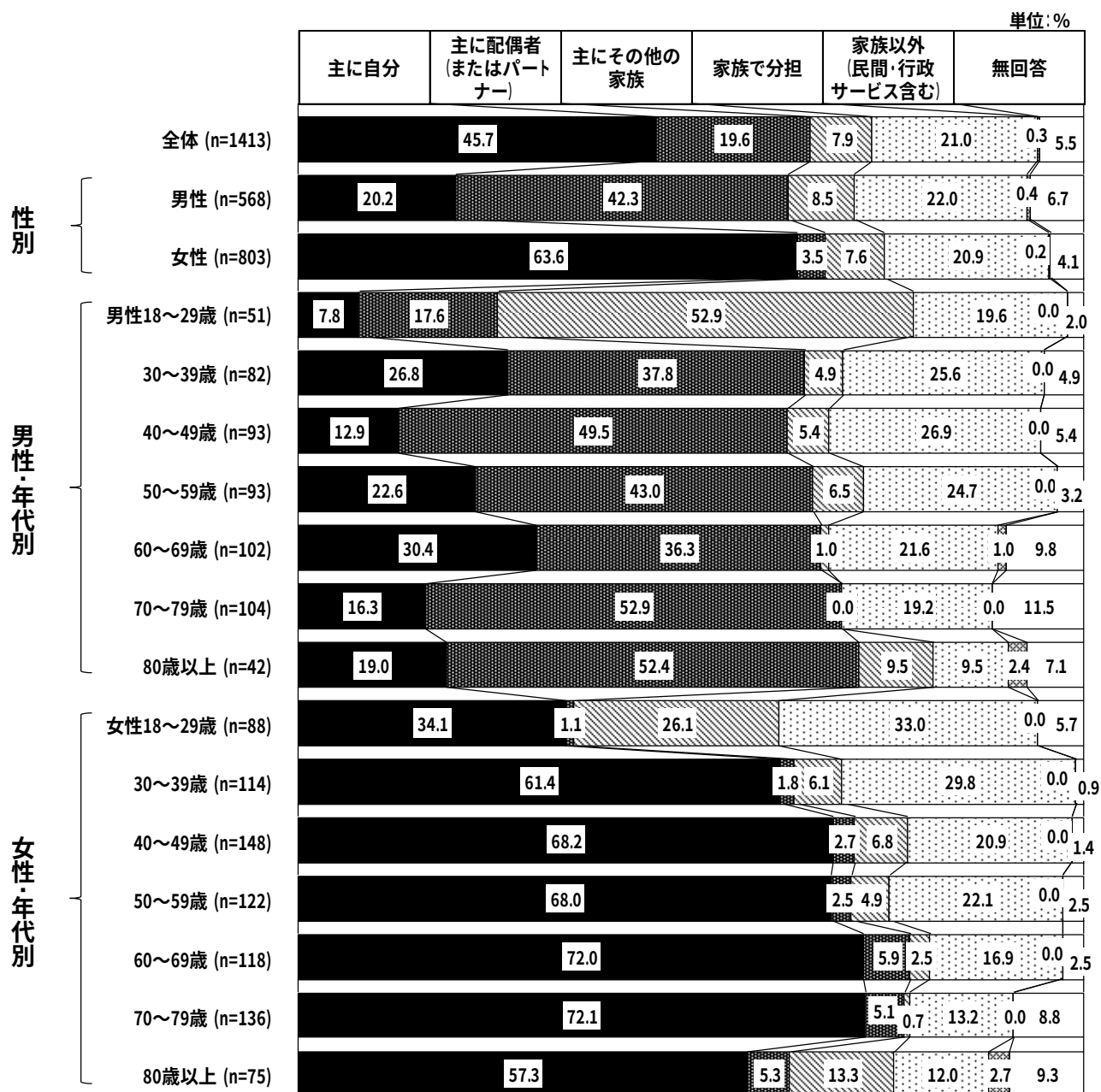
◇家事（炊事・洗濯・掃除など）は「主に自分」が4割半ば

問 19 家庭内で主に担当しているのはだれですか。設問①～⑤について当てはまる番号をそれぞれお選びください。（○はそれぞれ1つだけ）

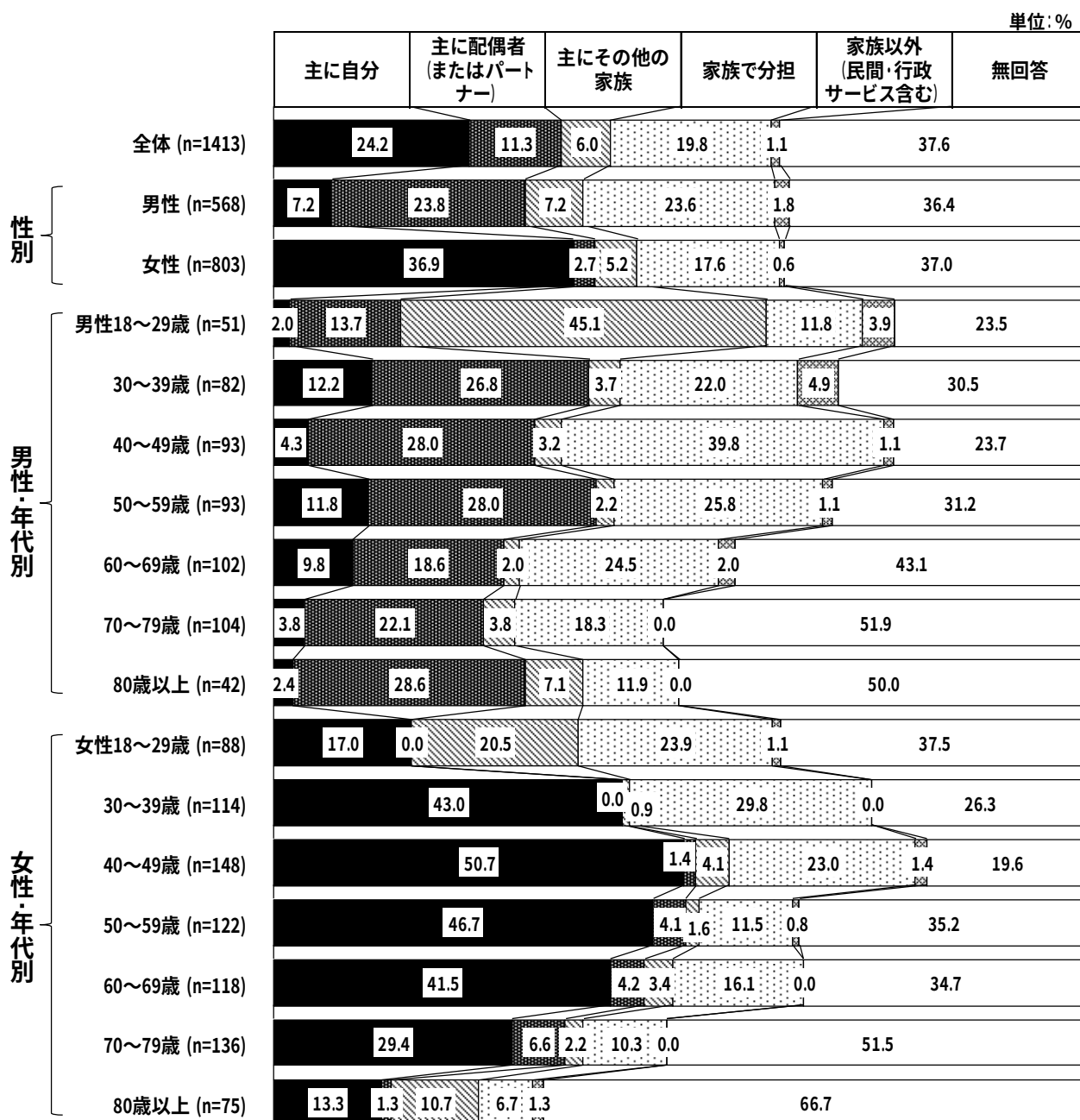


家庭内における役割分担について聞いたところ、「主に自分」は「家事（炊事・洗濯・掃除など）」（45.7％）が4割半ばで最も高く、次いで「町会などの地域行事への参加」（28.3％）、「PTA活動など、学校行事への参加」（25.1％）、「子育て（子どもの世話、しつけ、教育など）」（24.2％）と続いている。

<家庭内における役割分担意識（①家事（炊事・洗濯・掃除など））>

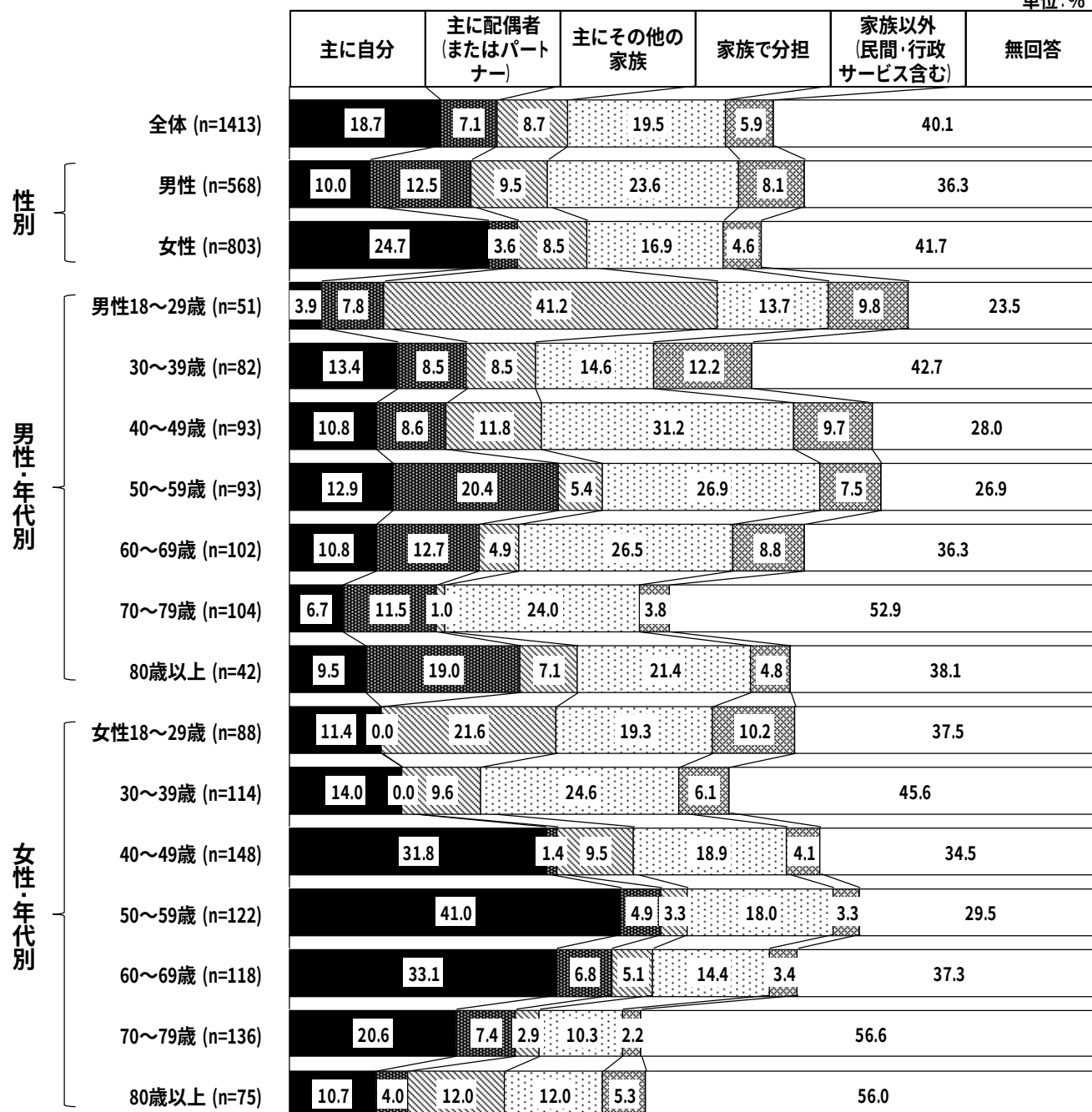


<家庭内における役割分担意識（②子育て（子どもの世話、しつけ、教育など））>



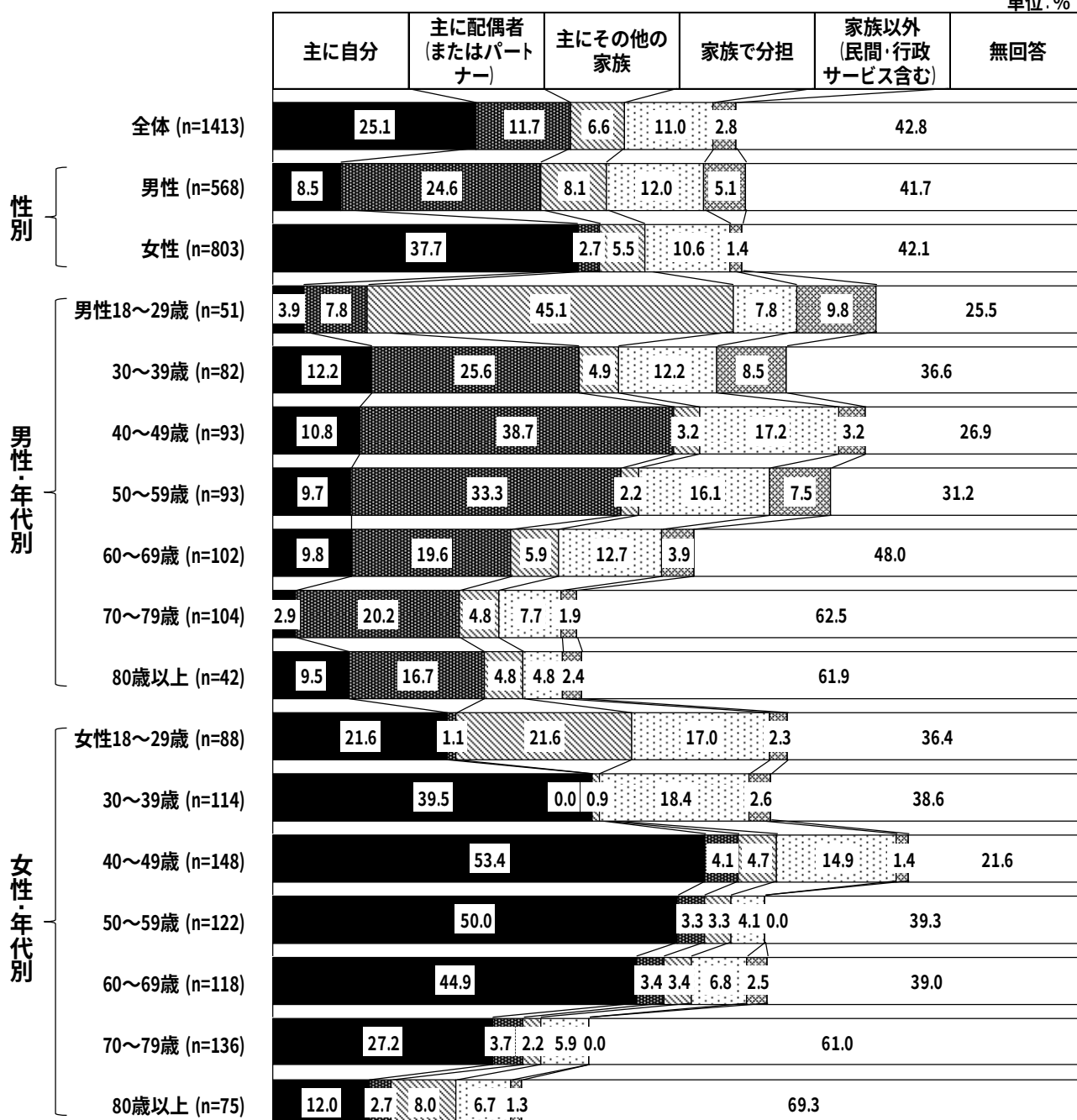
<家庭内における役割分担意識（③介護（介護が必要な親の世話、病人の看護など））>

単位：%



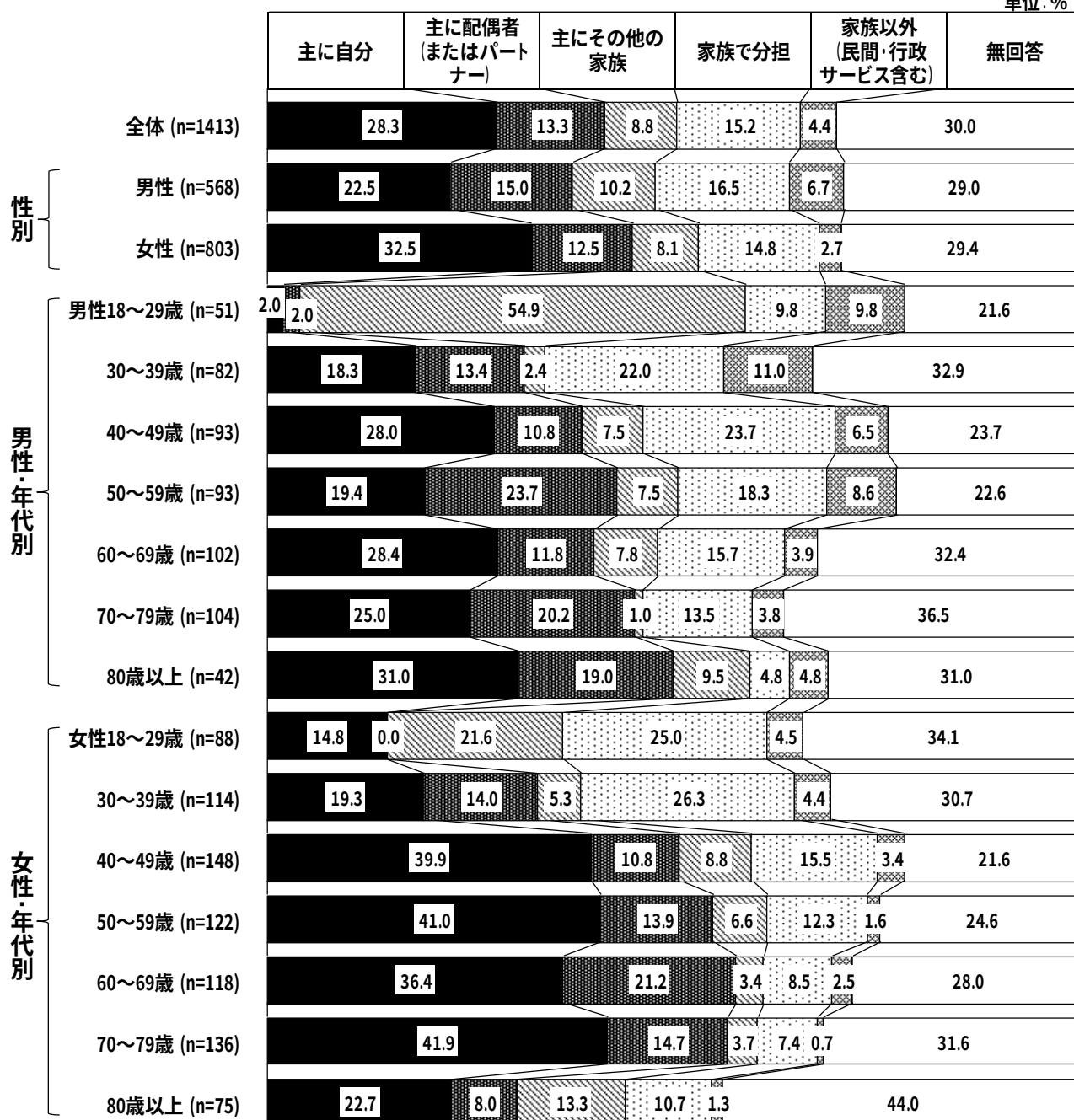
<家庭内における役割分担意識（④PTA活動など、学校行事への参加）>

単位：%



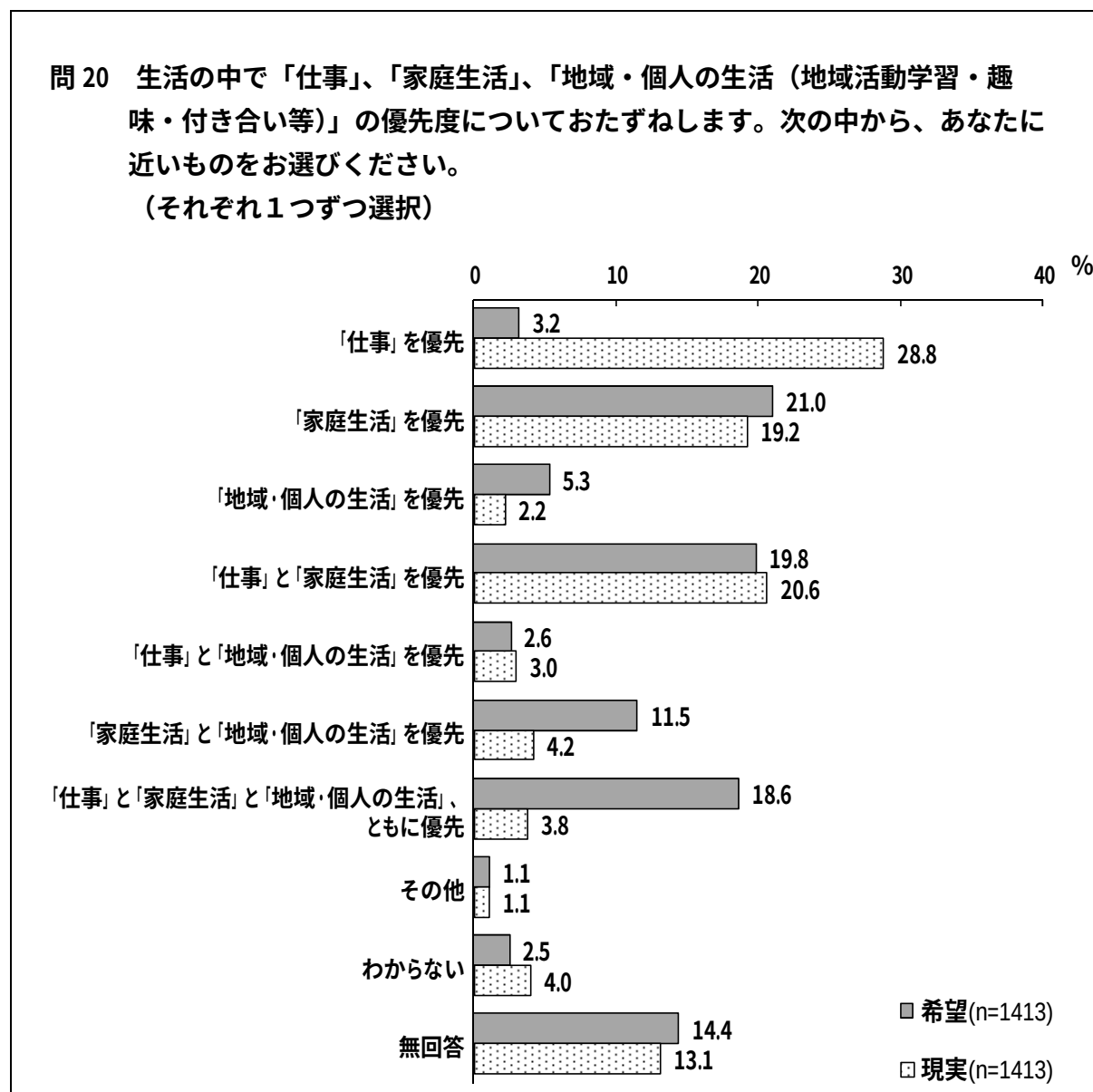
<家庭内における役割分担意識（⑤町会などの地域行事への参加）>

単位：％



(6) ワーク・ライフ・バランス

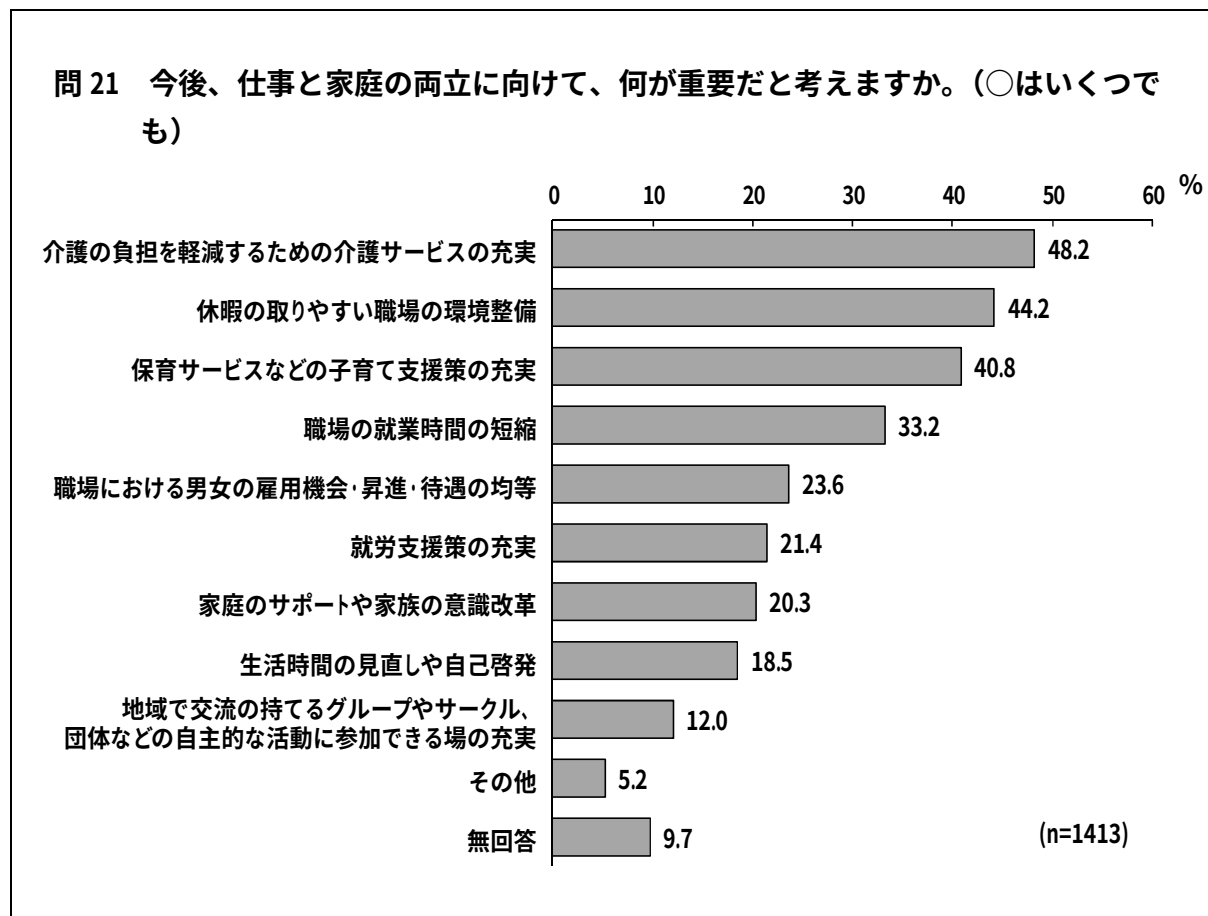
◇希望は「家庭生活を優先」、現実には「仕事を優先」が最多



生活の中での優先度について聞いたところ、希望では「「家庭生活」を優先」(21.0%)が2割強で最も高く、次いで、「「仕事」と「家庭生活」を優先」(19.8%)と続いている。一方、現実では「「仕事」を優先」(28.8%)が3割近くで最も高く、次いで、「「仕事」と「家庭生活」を優先」(20.6%)と続いている。

(7) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた施策

◇「介護の負担を軽減するための介護サービスの充実」が5割近く



ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた施策について聞いたところ、「介護の負担を軽減するための介護サービスの充実」(48.2%)が5割近くで最も高く、次いで「休暇の取りやすい職場の環境整備」(44.2%)、「保育サービスなどの子育て支援策の充実」(40.8%)、「職場の就業時間の短縮」(33.2%)と続いている。

○令和元年度荒川区民総幸福度（GAH）に関する区民アンケート調査（抜粋）

（調査区域）荒川区全域

（調査対象）荒川区在住の満18歳以上の男女（住民基本台帳による）

（標本数）4,000

（抽出方法）層化2段無作為抽出

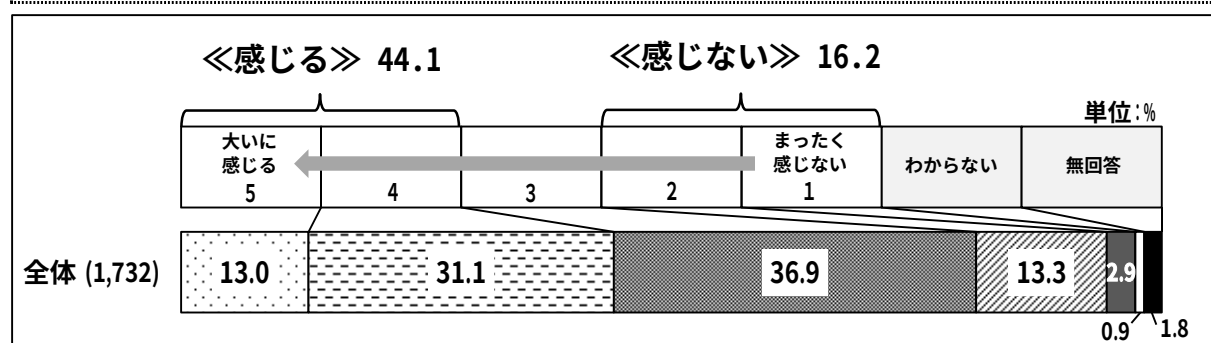
（調査期間）令和元年10月1日～令和元年11月1日

（調査方法）郵送配布／郵送又は電子申請による回収

（有効回答）1,732

◆健康の実感

問1(9) 心身ともに健康的な生活を送ることができていると感じますか？

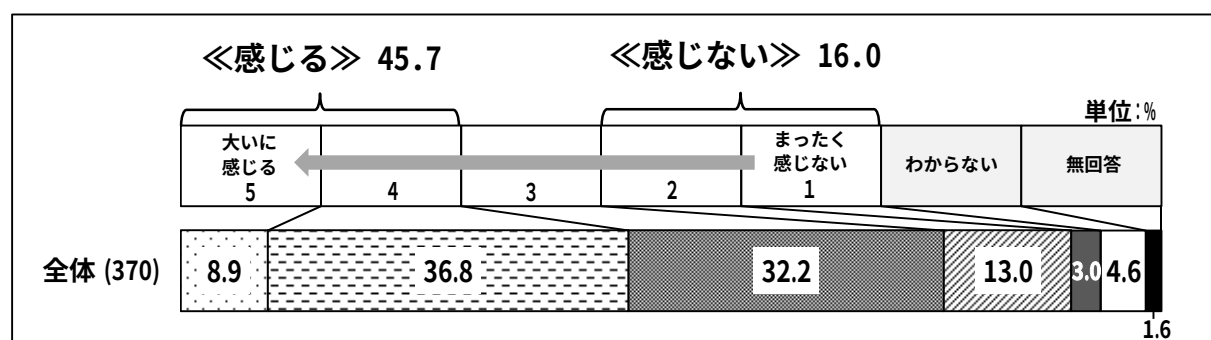


心身ともに健康的な生活を送ることができていると感じるか尋ねたところ、「5」と「4」を合わせた《感じる》は44.1%と4割台半ばを占め、「1」と「2」を合わせた《感じない》の16.2%を上回る。

◆望む子育てができる環境の充実

問3(7) 自分が望む子育てができるような環境があると感じますか？

※ここでの環境には、子育てに関する家族や地域、会社のサポート、社会制度などを含みます。

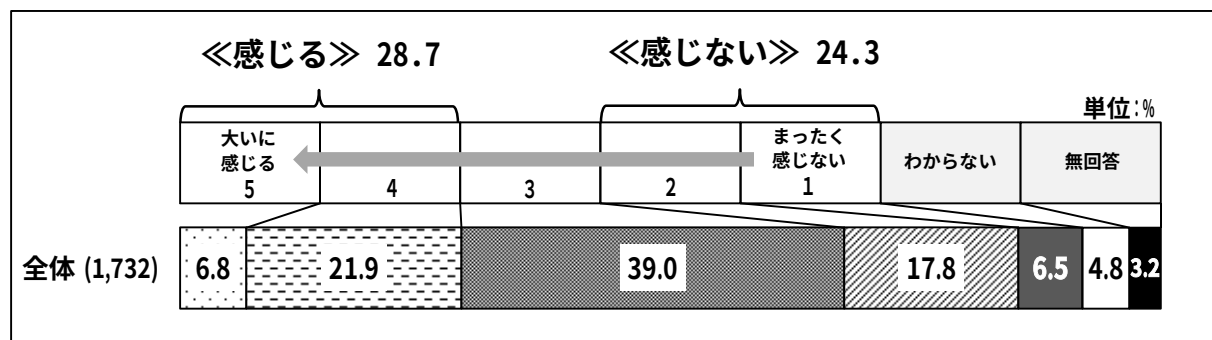


自分が望む子育てができるような環境があると感じるか尋ねたところ、「5」と「4」を合わせた《感じる》は45.7%と4割台半ばを占め、「1」と「2」を合わせた《感じない》の16.0%を上回る。

◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

問5(2) 仕事と生活とのバランスが取れていると感じますか？

※専業の主婦・主夫の方は、家事等を仕事と考えてご回答ください。



仕事と生活とのバランスが取れていると感じるか尋ねたところ、「5」と「4」を合わせた《感じる》が28.7%と約3割を占め、「1」と「2」を合わせた《感じない》の24.3%を上回る。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進 に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊か

で活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行

が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄

与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の

変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共

同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審

議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するた

めに必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(平成11年6月23日法律第78号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。
(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附則(平成11年7月16日法律第102号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもの

のほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号)
抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等（第 2 条の 2・第 2 条の 3）

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等（第 3 条―第 5 条）

第 3 章 被害者の保護（第 6 条―第 9 条の 2）

第 4 章 保護命令（第 10 条―第 22 条）

第 5 章 雑則（第 23 条―第 28 条）

第 5 章の 2 補則（第 28 条の 2）

第 6 章 罰則（第 29 条・第 30 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条

第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第 2 条の 3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

ない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第 3 条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第 6 号、第 5 条、第 8 条の 3 及び第 9 条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第 4 章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ず

るよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者か

らの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

(5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10

- 時から午前 6 時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第 1 項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第 3 号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が 15 歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第 1 項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第 4 号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の 15 歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が 15 歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。
- (管轄裁判所)
- 第 11 条 前条第 1 項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第 1 項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
- (保護命令の申立て)
- 第 12 条 第 10 条第 1 項から第 4 項までの規

定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

(1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

(2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

(3) 第 10 条第 3 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

(4) 第 10 条第 4 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

(5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治

41 年法律第 53 号）第 58 条ノ 2 第 1 項の認証を受けたものを添付しなければならない。（迅速な裁判）

第 13 条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第 14 条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第 12 条第 1 項第 5 号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住

所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せ

られているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

（第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て）

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しよ

うとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して 2 月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同項第 5 号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同条第 2 項中「同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項」とあるのは「同項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第 19 条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

- 第 20 条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第 2 項 (第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

- 第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法 (平成 8 年法律第 109 号) の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

- 第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第 5 章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者 (次項において「職務関係者」という。) は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

- 第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

- 第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

- 第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助

を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- (2) 第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- (3) 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの
- (2) 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2 補則

(この法律の準用)

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際

(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者（第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第 6 条第 1 項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条第 1 項から第 4 項まで、第 11 条第 2 項第 2 号、第 12 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 18 条第 1 項	配偶者	第 28 条の 2 に規定する関係にある相手
第 10 条第 1 項	離婚をし、又はその婚姻が取	第 28 条の 2 に規定する関係を解消した場合

	り消された場合	
--	---------	--

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて運用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律

の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成16年6月2日法律第64号〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成19年7月11日法律第113号) 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び

被害者の保護に関する法律第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則(平成 25 年 7 月 3 日法律第 72 号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

附則(平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号) 抄
(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第 2 条並びに附則第 3 条、第 7 条から第 10 条まで、第 12 条及び第 15 条から第 18 条までの規定 平成 26 年 10 月 1 日

附則(令和元年 6 月 26 日法律第 46 号) 抄
(施行期日)

第 1 条 この法律は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 4 条、第 7 条第 1 項及び第 8 条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第 4 条 前 2 条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第 8 条 政府は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行後 3 年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 6 条第 1 項及び第 2 項の通報の対象となる同条第 1 項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第 1 項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づい

て必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行後 3 年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 基本方針等（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 事業主行動計画等
 - 第 1 節 事業主行動計画策定指針（第 7 条）
 - 第 2 節 一般事業主行動計画等（第 8 条—第 18 条）
 - 第 3 節 特定事業主行動計画（第 19 条）
 - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表（第 20 条・第 21 条）
- 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 22 条—第 29 条）
- 第 5 章 雑則（第 30 条—第 33 条）
- 第 6 章 罰則（第 34 条—第 39 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その

雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等 (基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

(2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

(3) その他女性の職業生活における活躍の

推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等
(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差

異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以

下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第 11 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第 9 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第 12 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)第 13 条の 2 に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)第 29 条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第 13 条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第 8 条第 1 項及び第 7 項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも 1 回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第 14 条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第 10 条第 2 項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第 15 条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 12 条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第 11 条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- (2) 第 12 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第 13 条第 2 項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第 12 条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第 16 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である

中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとす

る者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で

定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況

を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その任用する職員の職業生活と家庭生活

活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第 22 条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第 23 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第 24 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖繩振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項に

おいて「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第 25 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 26 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第 27 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第 22 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 22 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第 28 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 29 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 30 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第 7 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第 31 条 厚生労働大臣は、第 20 条第 1 項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は第 20 条第 2 項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第 8 条第 7 項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧

告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第 32 条 第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 16 条、第 30 条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第 33 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰則

第 34 条 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 22 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者

(2) 第 28 条の規定に違反して秘密を漏らした者

第 36 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 16 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 37 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 10 条第 2 項(第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に違反し

た者

(2) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 51 条第 1 項の規定に違反して秘密を漏らした者

第 38 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 34 条、第 36 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 39 条 第 30 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章（第 7 条を除く。）、第 5 章（第 28 条を除く。）及び第 6 章（第 30 条を除く。）の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(この法律の失効)

第 2 条 この法律は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 第 22 条第 3 項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第 4 項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 28 条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第 1 項

の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第 3 条 前条第 2 項から第 4 項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 4 条 政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号) 抄
(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中雇用保険法第 64 条の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 35 条の規定
公布の日

(2)・(3) 略

(4) 第 2 条中雇用保険法第 10 条の 4 第 2 項、第 58 条第 1 項、第 60 条の 2 第 4 項、第 76 条第 2 項及び第 79 条の 2 並びに附則第 11 条の 2 第 1 項の改正規定並びに同条第 3 項の改正規定（「100 分の 50 を」を「100 分の 80 を」に改める部分に限る。）、第 4 条の規定並びに第 7 条中育児・介護休業法第 53 条第 5 項及び第 6 項並びに第 64 条の改正規定並びに附則第 5 条から第 8 条まで及び第 10 条の規定、附則第 13 条中国国家公務員退職手当法(昭和 28 年法律第 182 号) 第 10 条第 10 項第 5 号の改正規定、附則第 14 条第 2 項及び第 17 条の規定、附則第 18 条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第 19 条中高年齢者等の雇用の安

定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)

の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(令和元年6月5日法律第24号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

荒川区男女共同参画社会推進計画

令和3年5月／登録（03）0016号

発行 荒川区総務企画部総務企画課

男女平等推進センター（アクト21）

〒116-0012 荒川区東尾久五丁目9-3

電話 03-3809-2890